大田区支援費訴訟判決の意義について

報告シンポジウム　資料集

外出禁止令をふっとばせ！！

４／１３対大田区行動スケジュール

●13：30～14：30　報告・シンポ
「大田区支援費訴訟判決の意義について」
大田区生活センター

●15：00～16：00　大田区包囲・申し入れ行動
大田区役所庁舎前

●16：00～16：30　まとめの集会

呼びかけ：鈴木　敬治、藤岡　毅(弁護士)、
鈴木敬治さんとともに移動の自由を取り戻す会

連絡先　03-3763-7653 鈴木宅

4・13対大田区包囲行動声明　鈴木敬治

皆さん、本日は、忙しいところを集まってくれて、どうもありがとうございます。私は、重度の脳性マヒの障害です。大田区で、55年暮らしてきました。自立生活を始めて25年になります。私は、25年前、重度障害者の自立生活運動の先輩たちに刺激されて、独り暮らしを始めました。年をとるにつれ、障害は重くなり、1日24時間、生活のすべてに介助が必要です。外出する時も、もちろん、介助が必要です。なのに、これまでの長い闘いで、東京都や自治体に認めさせてきた介護保障は、支援費制度が作られてからはボロボロにされました。大田区の、この移動介護32時間上限がその例です。他にも、町田とか世田谷とか、いくらでも例があります。重度障害者ほど、介護に上限をつけられて苦しめられて来ました。町田では新しい人は、国の負担する月125時間以上は認めないと言ってきました。これが障害者自立支援法になって一気に全国に広がりました。この4月からは、立川では24時間介助の必要な重度の人でも、国の負担の月177時間しか認めないと言ってきました。4月から千葉では、視覚障害者の移動支援は、送りと迎えだけしか認めません、20時間に減らしますと言ってきました。もうめちゃくちゃです。障害者は役所の世話にならず、自分で働きなさい、重い障害の人は介助の世話

の障害者と手をつなぎ、これからも僕はがんばります。みなさん本日はどうもありがとうございます。本日は最後まで皆さんのご協力を宜しくお願い致します。

にならず、我慢しなさい、役所はそれが自立支援ですと言ってきています。お年寄りの介護保険では、どんなに介助が必要な人でも、月 125 時間しか使えません。そして、お金を払いなさいと言われます。厚労省がこれに合わせて、障害者福祉を削ろうとしてきたことが全ての原因だと思います。厚労省は、自分で選べて、自分で決めて、必要な人に必要な介護ができますよと言ってきました。全てウソっぱちでした。なんで政府はこんなことをするのでしょうか。僕はこう思います。戦争の為の予算と福祉の予算をはかりにかけているからです。人殺しの戦争の為に、税金を使いたい人達が、今の政府を動かしているのは事実です。大田区では、自立支援法になって、国の示す介護料が更に下げられて、介助者は生活ができなくなり、辞めていってしまい、とうとう移動や、長時間介助をやっていた基準該当事業所がつぶれてしまいました。政府は足りないヘルパーを、今後、フィリピンから連れてくると言っています。福祉の切り捨てと、ヘルパーの安あがり、使いまわしと、戦争の為の予算作りは三位一体です。これが根本の原因だと思います。こんな事のために私達が犠牲にされるのは、まっぴらごめんです。大田区の違法な要綱の問題は、移動の 32 時間上限だけではありません。日常生活の動作

全てに基準時間が作られていて、その上限を全て足しても10時間にしかなりません。移動と合わせて1日11時間なのです。見守り介護は医療行為のみとか、移動は政治的活動には使えないとか、入院の時は一切介護は認めないとか、キリがありません。

おととい、怒りネットが呼びかけた厚労省交渉の中で、僕の裁判の問題を取り上げてもらいました。はっきり違法だと言っているんだから、厚労省は大田区や全国の自治体に指導や通達をしなさいと訴えました。厚労省は逃げ腰でしたが、最後に検討しますと言いました。今更検討するんだから、どうしようもありません。国や都は、一人ひとりの必要を聞いて支給決定をすることになっていますと言いながら、その責任について放棄しています。許せません。しかし、大田区の移動32時間上限に対するこの3年間の闘いは、大田区だけでなく、都や国を揺さぶっています。負けられません。全国の障害者の「命」と「権利」がかかっていると思います。この3年間、僕は、見ず知らずの人に体当たりで支援を訴えてきました。つらかったり、励まされたり、山あり谷ありでした。今は本当に闘ってきて良かったと思います。これからが、私達、障害者の本当の闘いの始まりです。本日集まってくれた皆さんと共に手をつなぎ、更に全国

「自立支援法」下におけるサービス抑制への闘いの先駆けとして

ＤＰＩ日本会議事務局長　尾上浩二

１．大田区移動支援訴訟の意義

①個別性の原則

②一律要綱の問題

③裁量の範囲の逸脱

２．問題だらけの「自立支援法」－二重三重のサービス・財政抑制の仕組み

①原則１割負担を求める応益負担

②障害程度区分を軸にした支給決定と国庫負担基準

③地域生活支援事業の中に組み込まれた移動支援事業

３．「自立支援法」下での障害者の地域生活への影響

①'障害程度区分・国庫負担基準と「一人ひとりの事情に応じた支給決定」の矛盾

②'国庫負担にならった支給決定基準、移動支援事業要綱での基準

③'大きな引き下がり事例や地域間格差の拡大

４．地域生活をあきらめない－新しい権利の時代へ

①「自立支援法」の出直しを

障害者の自立と社会参加を基本にした制度を

一人ひとりの個別性を基本においたサービス決定の仕組みを

②障害者権利条約と国内法の見直しを

「第 19 条　自立した生活及び地域社会へのインクルージョン」

～「障害のあるすべての人が他の者と平等な選択を有して地域社会で生活する」＝「平等な権利」

③権利擁護とリーガルアドボカシーの展開

障害当事者のエンパワメントを基本に

「自立支援法」への闘いの中でのリーガルアドボカシー－「自立支援法 110 番」「不服審査請求」

●主催：鈴木敬治さんとともに移動の自由を取り戻す会　4/13 対大田区行動　　報告要項
日時：2007 年 4 月 13 日　pm1:30～2:30　会場：大田区生活センター

障害者自立支援法の問題点と今後の課題

鈴木訴訟の意義を踏まえながら、新たな運動づくりを

日本障害者協議会
常務理事　藤井克徳

1．鈴木訴訟の評価（意義）
1）時期的な意義

2）内容的な意義

2．改めて障害者自立支援法を問う
1）経過上の問題点

2）内容面の問題点

3．施行後の実態
1）各種調査にみる実態の特徴（当事者、事業所）
ｱ、日本障害者協議会による調査

ｲ、きょうされんによる調査

2）自治体の独自施策

4．2006 年度補正予算に伴う「特別対策（2006 年 12 月 26 日）の評価
1）「特別対策」の概要

2）「特別対策」の評価

5．障害者自立支援法に関する障害団体の対応と今後の課題
1）自立支援法への評価が分かれた障害団体

2）重ねられたフォーラム・集会
ｱ、「７．５フォーラム」（2005 年７月５日）

ｲ、「10.31 大フォーラム」（2006 年 10 月 31 日）

3）今後の課題（運動の進め方）
ｱ、「あきらめない」運動

ｲ、地方・地域での運動

ｳ、新たな運動の創造（当面の緊急課題への対応、訴訟運動を視野に入れながら）

6．むすび

07年3月24日 大田区障害者フォーラムでのパネル発言

大田区で55年間暮らしている鈴木敬治です。親から離れてアパートで一人暮らしを始めて25年になります。私は3年前から大田区の移動介護32時間上限の問題で闘っています。私は重度の脳性マヒの障害です。昔は一人で歩けていましたが、年をとると障害が重くなり、現在は車イスで介助者と一緒に歩いています。そうすることで、いろいろなところに行ったり、仲間たちと交流したりできるのです。しかし大田区がこの3年間、私たちにおしつけてきた移動介護32時間では、そのような外出はとてもできません。私は大田区のノーマライゼーションに対する考え方を聞きたくて、何度も手紙を役所の職員に出しました。しかし返事はいつも同じです。「ノーマライゼーションの考え方は大事です」と書いてあるその手紙を今でも持っています。しかし32時間の上限がある限り、私たち障害者があたりまえに大田区で、普通に生きてゆく事ができなくなってしまうのです。こんなことが役所の人たちには分からないのでしょうか？大田区は『障害者にやさしい街づくり』を掲げています。だから私たちは、それを本物にするためにも私たちの力でこの32時間上限をなくしてしまわなければいけません。障害者が外に出られなくて、どうして障害者にやさしい街づくりができるのでしょうか？私たちがどんどん街に出て、本当に安心できるやさしい街づくりをしてもらわなければいけません。2月に大田区とJR蒲田駅と、蒲田駅のエレベーター設置のことで話し合いました。実は、2年前私は、JR蒲田駅の駅員から介助拒否をされて深夜、電車に乗れないという事件

にあいました。蒲田駅のエスカレーターが夜11時までしか動いていないのが原因だったのです。このエスカレーターは大田区が設置したものです。これでは困ってしまうので、その後、JR本社や大田区に繰り返し改善を求め、話し合いをしました。そしてついに、大田区とJRが終電まで動くエレベーターの設置で合意したのです。こうやって障害者だけでなく、お年寄りや赤ちゃんや多くの人たちにやさしい街にしてゆけるのだと思います。私はこのような活動をしながら、自分の問題だけでなく、大田区の問題、そして全国の障害者の問題を多くの仲間と共に闘っているのです。来月4月13日には大田区役所を全国の障害者の仲間と取り囲む集まりを持ちます。今日、集まった皆さん、ぜひ応援にかけつけて下さい。

そしていっしょに大田区に私たちの生の声を聞いてもらいましょう。4月13日午後1時半に蒲田の大田区生活センターに集まってください。よろしくお願いします。僕の話を聞いてくれてありがとうございました。

２００７年4月１３日　集会　鈴木訴訟　資料集

敬称略

目次

・　資料一覧　・・・

申し入れ書

２００７年1月２２日

〒１４４－８６２１

東京都大田区蒲田５丁目１３番１４号

大田区長　西　野　善　雄　殿

〒101－0041
東京都千代田区神田須田町１丁目３番地
第９ＮＳビル９階　藤岡毅法律事務所
ＴＥＬ０３（５２９７）６１０１
ＦＡＸ０３（５２９７）６１０７
鈴木敬治　代理人　弁護士　藤　岡　毅

申し入れ人
鈴木敬治
同代理人　弁護士　藤岡毅
鈴木さんと共に移動の自由を取り戻す会

東京地方裁判所が２００６年１１月２９日に言渡し、同年１２月１４日確定した、原告鈴木敬治と被告大田区との間の支援費訴訟（平成１７年（行ワ）第　３７９号）判決は、移動介護要綱の支給上限規定に基づく原告鈴木敬治に対する移動支援費削減処分を全て「違法な処分」と認定しました。

すなわち「原告には１ヶ月１２４時間の移動介護支給量が必要であるにもかかわらず、本件要綱に基づき移動介護支給量を激減させた処分は違法な処分であ る。」「原告になされた本件各処分が違法であったのであるから、今後原告について、障害者自立支援法等に基づく処分をするに場合、判決を踏まえて運用を適 切に行なうことが期待される」と判示されています。

そして「３２時間という厳格な基準を設けることは法の趣旨に反するものといわざるを得ない。」「一律に１ヶ月当たり３２時間という基準を設けることの合理性は見出せない。」と３２時間上限要綱自体が法の趣旨に反するものとして判決により厳しく批判されていま

す。

そこで、大田区が判決の趣旨に従って、

① 適切に職責を果たし、直ちに鈴木敬治の移動中介護の支給量を月１４７時間（月１２４時間と医療通院分月２３時間の合計）に戻す処分を行なうこと。

② 重度訪問介護要綱並びに大田区障害者自立支援条例施行規則の移動介護「上限規定」部分を撤廃すること。 を強く申し入れます。

私たちは本申し入れに賛同します。

賛同団体

特定非営利活動法人 ＤＰＩ（障害者インターナショナル）日本会議 議長三澤 了 事務局長尾上浩二／ＤＰＩ北海道ブロック会議 議長西村正樹／NPO 法人 自立生活センター・立川 理事長 奥山葉月（東京都立川市）／自立生活センターリングリング （兵庫県神戸市）／全国自立生活センター協議会 代表中西正司／特定非営利活動法人 いわき自立生活センター 理事長 長谷川秀雄（福島県いわき市）／わかこま自立生活情報室（東京都八王子市）／NPO 法人自立支援センターたかつき（大阪府高槻市）／北部自立生活センター希輝々 代表 幸喜 美佐代（沖縄県）／岡崎自立生活センターぴあはうす 理事長 鈴木孝光（愛知県岡崎市）／特定非営利活動法人自立生活支援センター富山（富山県富山市）／特定非営利活動法人 自立生活センター・小平（東京都小平市）／特定非営利活動法人 町田ヒューマンネットワーク（東京都町田市）／ＣＩＬ（自立生活センター）下関（山口県下関市）／自立生活センター CIL たすけっと（宮城県仙台市）／特定非営利活動法人自立生活センターＨＡＮＤＳ世田谷 理事長 横山晃久（東京都世田谷区）／難病をもつ人の地域自立生活を確立する会 代表山 本 創／障がい者自立生活支援センター「福祉のまちづくりの会」（福島県田村市船引町）／小規模作業所「リサイクルショップまち子ちゃんの店」（福島県田村市船引町）／特定非営利活動法人「ケアステーション ゆうとぴあ」（福島県田村市船引町）／NPO 法人フリーステーションとよた（愛知県豊田市）／NPO 法人豊田ハンディキャブの会（愛知県豊田市）／自立生活センター ユートピア若宮の会（愛知県豊田市）／大阪障害者労働センター・マツサクぐるーぷ代表 松場作治（大阪府大阪市）／NPO 法人共同連（大阪府大阪市）／障害者の権利を守るネットワーク 代表 住田雅清（兵庫県西宮市）／阪神障害者解放センター 事務局長 住田雅清（兵庫県西宮市）／特定非営利活動法人自立支援センターおおいた 理事長米倉 仁（大分県別府市）／特定非営利活動法 自立生活センターアシスト MIL（静岡県三島市）／障がい者自立生活支援センターフリーワールド 代表中島幸生（山形県新庄市）／特定非営利活動法人自立生活センターハンズ帯広 理事長 吉澤一廣（北海道帯広市）／特定非営利活動法人北九州自立生活センター（福岡県北九州市）／自立生活センター・日野 事

務局長　秋山浩子（東京都日野市）／自立生活センター樹になる木　（熊本県熊本市）／靖国・天皇制問題情報センター　事務局長　星山京子／キリスト教事業所連帯合同労働組合　執行委員長丹波二三夫／日本基督教団羽生伝道所　主任牧師　小田原紀雄／CIL もりおか　代表川畑昌子／自立生活センター巣立ち　代表高橋　清／こぶたの学校第４日曜日の会／公的介助保障を要求する世田谷連絡会／日本障害者協議会（ＪＤ）代表　勝又和夫／(財)安全交通試験研究センター／きょうされん／車いす姿勢保持協会／(独）高齢・障害者雇用支援機構／(財)国際障害者年記念ナイスハート基金／埼玉県障害者協議会／(福)視覚障害者文化振興協会／障害者(児)を守る全大阪連絡協議会／障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会／障害者の生活保障を要求する連絡会議／(福)聖恵会／口と足で描く芸術家協会／全国ＬＤ（学習障害）親の会／全国救護施設協議会／全国ことばを育む親の会／全国視覚障害児(者)親の会／全国肢体不自由児施設運営協議会／(福)全国重症心身障害児(者)を守る会／全国障碍者自立生活確立連絡会／（NPO）全国障害者生活支援研究会／全国障害者とともに歩む兄弟姉妹の会／全国障害者問題研究会／(社)全国腎臓病協議会／（NPO）全国精神障害者団体連合会／（NPO）全国精神障害者地域生活支援協議会／全国聴覚障害者親の会連合会／全国特別支援教育推進連盟／全国盲重複障害者福祉施設研究協議会／(社)ゼンコロ／全国社会就労センター協議会／全国身体障害者施設協議会／(社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会／(財)鉄道弘済会／(福)鉄道身障者福祉協会／東京都身障運転者協会／長野県障害者運動推進協議会／奈良県障害者協議会／(社)日本オストミー協会／日本音楽療法学会／（NPO）日本介助犬アカデミー ／(社)日本筋ジストロフィー協会／(社)日本作業療法士協会／(福)日本肢体不自由児協会／（社）日本自閉症協会／(社)日本社会福祉士会／日本手話通訳士協会／(財)日本障害者スポーツ協会／(財)日本障害者リハビリテーション協会／日本職業リハビリテーション学会／（NPO）日本ケアフィットサービス協会／(社)日本整形外科学会／（社）日本精神保健福祉士協会／(社)日本精神保健福祉連盟／(社)日本知的障害福祉連盟／(社)日本てんかん協会／(福)日本点字図書館／日本難病・疾病団体協議会／日本脳外傷友の会 ／日本病院・地域精神医学会／(福)日本盲人社会福祉施設協議会／(福)日本盲人職能開発センター／(社)日本リウマチ友の会／(社)日本理学療法士協会／(社)日本リハビリテーション医学会／発達障害療育研究会／福岡市障害者関係団体協議会／（NPO）福祉用具適合技術協会／(福)ぶどうの木・ロゴス点字図書館／無年金障害者の会／全国障害者解放運動連絡会議　代表幹事平井誠一／就学時健診を考える府中市民の会／特定非営利活動法人　自立生活センターやお　代表阪本美津雄（大阪府八尾市）／障害者の教育権を実現する会／特定非営利活動法人ガチャバンともに生きる会／東京南部労働者組合／東京南部労働者組合・テック工業／東京南部労働者組合・アールプロジェクト／東京ふじせ企画労働組合／
ふじせ闘争支援共闘会議／郵政マル生粉砕・処分撤回・原職奪還・全逓　4.28 連絡会／品川区臨時職員佐久間さん解雇撤回闘争支援共闘会議／全国「精神病」者集団／渋谷のじれん／だれもがともに連絡会／チェルシー（東京都府中市）／府中在宅障害者の公的介護保

障を求める会／
怒りネット　代表小山正義／障害と人権全国弁護士ネット　代表弁護士竹下義樹／NPO 法人　自立生活センターちくご／特定非営利活動法人　エヌピーオーもやい　代表松山毅／障害者生活支援センター・てごーす　代表田部正行／NPO 法人自立生活センター松山　理事長久保　智子

賛同人

弁護士　東　俊裕（障害者の権利条約　政府代表団　元顧問）／岡部耕典　（リソースセンターいなっふ）／船橋裕晶（自立生活センターリングリング）／小川 哲生（東京都日野市）／岩西健二・岩西邦子（東京都西東京市）／大和秀雄（富山県富山市）／篠田隆様（新潟県新潟市）／渡辺雅俊（千葉県四街道市、セルフ ヘルプグループ「支えあいの会」代表）／小林 正直（東京都立川市）／田中雄平・林芳江・佐藤拓也・岩井菜穂美・大石厚生・前田誠・山中裕之（福岡県北九州市）／鴇田昭裕（コミュニティスペースほのぼ の運営委員会　代表）／糸数未希・糸数猛（沖縄県那覇市）／岡田靖雄（精神科医）／芳仲和彦（東京都三鷹市）／鈴木徳子（東京都立川市）／湯浅誠（NPO 法人自立生活サポートセンター・もやい）（東京都小金井市）／小山益男（東京都品川区）　郡司實・郡司理恵子・熊谷直幸・熊谷陽子・原田富弘・藤森洋子（東京都府中市）／増沢俊博・増沢菊枝（渋谷区）／北村小夜（障害児を普通学校へ全国連絡会　世話人）／宮本真理子・宮本捷二・宮本啓子・高山久子・岩田実樹・前田実・山本真理・奥山徹・粂川武・小川幸子・宮嶋利明（東京都大田区）／弁護士　池 田直樹　（大阪アドボカシー法律事務所）／弁護士　仲松正人　（岐阜県弁護士会）／弁護士　西村武彦　（札幌弁護士会）／弁護士　黒嵜　隆　（東京弁護士 会）／弁護士　佐藤由紀子（仙台弁護士会）／弁護士　中谷雄二　（愛知県弁護士会）／弁護士　辻川圭乃　（大阪弁護士会）／弁護士　黒岩　海映（第二東京 弁護士会）／弁護士　森　弘典　（愛知県弁護士会）／弁護士　樫尾　わかな（第二東京弁護士会）／竹下義樹　（社会福祉法人 日本盲人会連合　副会長）

以上

誰もが暮らしやすい街をつくっていきませんか？
～本当のバリアフリーを目指して～

みなさん、大田区の移動介護の32時間上限をなくせと行政訴訟を起こし、今もなお、大田区長とたたかっている鈴木敬治です。

裁判の結果は、途中で障害者自立支援法へ改正されたために「却下」されてしまいました。
しかし、大田区がつくった移動介護要綱により、月124時間の支給量を、月32時間に減らしたのは「違法」と判決にてハッキリと断定されました。
にもかかわらず大田区は、取材に対し「裁判所は要綱そのものが違法だとは言ってない」と、どこかで聞いたことあるような理由で、違法ではないと主張。まあ、このような訳のわからない大田区の言いわけ、裁判でさんざん聞いているので、またかという感じで驚きもしませんけど。
私は、なにも大田区にケンカふっかけようとか、大田区のやっていること全部が、わるいとは思っていません。なかには評価できるものもあります。
けれども大田区は、ひとりひとりの必要を聞き取り、決めなきゃいけない移動介護支給量を、月32時間までという上限をつくり制限してきました。大田区は「財政難」とか、「身体障害者福祉法は支給量について何も規定していない。」とか、勝手な理由をならべています。
これでは、大田区の障害者は生きていけませんよね。

たとえば私の場合、車いすなので、電車に乗るために切符を買う、乗り込む、水を飲む、トイレに行く、また言葉が不自由なので、人とコミュニケーションをとる、こういったことが1人では出来ません。そのためにも、外出時、介助者のサポートが必要です。おかげで泣く泣く、外出をひかえるしかありませんでした。
また、私の支援者であり、友人の視覚障害者の方が、この要綱で移動介護支給量を削られ、仕方なく1人で外出時、駅のプラットホームから転落、大ケガをしてます。
この時、介助者がいれば事故は防げたはずです。

その一方で大田区は「ひとにやさしい街づくり」、「安心・輝き・潤いの街づくり」といったスローガンを掲げてる。きれい事ならべているけど、やっている事は矛盾だらけで、言っていることに、実際の行動がともっていない。
それは、おかしいことじゃないかと思ったから、徹底的にたたかうことにしたのです。

私は、大田区に生まれ育ち、今年で55年になります。仕事は出来ないけれど、こうしておかしいことは、おかしいと声を上げ、ハッキリと役所に伝えていくことが大切だと考え、それが私の使命であり、仕事でもあると思っています。

おかしいと思うことは、おかしいと言っていかなければ、何も変わっていきません。
私の運動は、私だけの問題でなくて、大田区、いや全国の障害者みなさんに通じる問題だと思ってます。1月に大田区長に対し申し入れを行った際、全国の130を超える、障害者団体、市民団体、その他多くの方から賛同を頂きました。

これからは、若い世代の方々にもっと頑張ってほしいなと思ってます。
障害者、そうでない方々と共に暮らしやすい街にするために、動いてくだされば、私も一緒にやっていきたいと思っています。
私は、本当に、本当に誰もが暮らしやすい街、大田区をつくっていきたいと思っているだけなのです。

これは、大田区区役所本庁、障害福祉課、岩田元課長の証人尋問の内容を、抜粋したものです。
みなさん、どう思いますか？どう感じますか？
(問いは、弁護士、答えは岩田元課長です。)



問：移動介護はその上限として1か月32時間とされています。今回の決定がその要綱に基づくものかどうか説明してくださいという質問に対して、大田区長は繰り返し、移動介護要綱に基づくものですと回答しています。間違いないですね
答：はい

問：支援費支給量に対する制約があると、それはやむを得ない、そして、そのやむを得ない一定の制約の考え方としては、土日の休みの1日8時間程度が相当だからであると、その制約を正当化されたと、そういう理解で間違いないですね
答：はい

問：月32時間と要綱に規定した際、参考としたデータは重度視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業の実績だけであって、視覚障害者を除く身体障害者や知的障害者の外出実態に関しては一切参照していないという事実関係はよろしいわけですね
答：はい

問：「視覚障害者ガイドヘルパー派遣の利用実績が32時間の人が83パーセントを占めたこの利用実績について、他の障害者の移動介護にも十分適用できると判断しました。
重度の全身性障害者や自己判断の難しい知的障害者は、その置かれた状態から、視覚障害者の実績に比して、その外出自体が相当困難であると思われ、この平均時間を越えて外出することはないと考えたからです。」
まさにこの考えが移動介護要綱の制定した理由であるということで間違いないですね
答：はい

問：移動介護要綱を制定するまで、8回以上の会合をもったということですが、その中で支援費を利用している障害者の区民から意見を聴く機会を設けましたか
答：特に設けてございません

問：平成13年3月6日障害福祉主管課長会議資料、これは厚生労働省のものです。外出介護の実施に当たっても利用目的を限定的にとらえることなく、個々の障害者の要望やその必要性を判断し、柔軟に対応するように市町村に助言指導願いたい。
余暇活動等社会参加のための外出時における移動介護にかかるサービスを提供する際においても同様であるので、御配慮願いたい。
大田区が移動介護要綱を制定する際の議論の中で、この指示文書の趣旨を尊重しようと意見はなかったんですか？
答：特にございません。

これは、ほんの一部です。この他にも大須賀係長の証人尋問もあります。
私のサイトに裁判記録は全て掲載してありますので、是非ご覧下さい。
(サイトの案内は裏表紙にあります。)

判決を迎えるにあたってのメッセージ

2006年11月29日　鈴木敬治

この裁判は多くの仲間たちの支えがあってここまでやってこれました。僕の生活を支えてくれた介助者のみんなや、僕の闘いをずっと支えてくれた支援のみん なや、応援してくれた全国の人達に感謝します。何よりも共に闘ってくれた大田区の障害者の仲間達と都内各地からかけつけてくれた障害者の仲間達に本当にお 礼を言いたいです。ありがとうございました。

大田区は障害者いじめの移動月32時間で僕達を苦しめてきました。1人1人の生活を無視して32時間を押しつけてきました。1人1人生活はみんな違いま す。国や役所は、1人1人に必要な介助保障をしなければいけません。大田区長は大田区に貢献のあった特別な人だけにうんとたくさん保障してあげますよと言 います。こんなことは差別です。障害者の間に、特別な人とそうでない人という差別をもち込んでいます。特別な人は生きられて、そうでない人は死んで良いと 言うのですか？　1ヶ月 32 時間の移動／外出では何にもできません。1日あたり1時間しか外出できなくて一体何ができるというのですか？　1時間ぽっちで は散歩はできても、自分のやりたいことはできません。行きたい処にも行けません。そのためには僕の生活を介助してくれる人がいなければできないのです。僕 達障害者1人1人の必要をちゃんと聞いてください。そしてちゃんと保障してください。

たとえば、僕の外出のためには、ベッドから車イスに乗りかえるのも外出着に着がえるのも介助が必要です。外出したら僕は言葉の障害があるから通訳しても らうことも必要です。外でトイレに行く時もすべて介助が必要です。たとえば道路に段差があれば車イスはそこから前に進めません。駅前に放置自転車があれば そこから先に進めません。電車やバスに乗る時もキップを買ったり行き先を言ったり、階段を昇ったり、健常者にとってはなんでもないようなことが私達、重度 障害者にとっては大変なことなのです。電車に乗る時、私達は、まずホームに上がる車イス用エスカレーターを用意してもらい、次にスロープを持ってきてもら い、更に下りる駅の駅員さんに連絡してもらい、やっと電車に乗れるのです。準備ができるまで何分も何十分も待たなければなりません。いつもお世話になって いる駅員さん達に感謝しています。

しかし、こんな苦労を多くの人達に分かってもらいたいのです。今日も、裁判所に来るまでに多くの人達が僕を支えてくれたから来られたのです。それなのに大 田区は障害者の社会参加の外出は月32時間、1日あたり1時間で良いと言いはってきたのです。こんなことは本当に許せません。私達障害者は家や施設のベッ ドでじっとしていなければいけないのですか？　普通に街に出て、多くの人々とふれあいながら生きてはいけないのですか？

私はどこにでもいる54才の1人の男性です。病気でも何でもありません。ただ重度の障

害者であるというだけです。皆さんは１日１時間しか外出が認められ ないとしたらそれが普通のことだと思いますか？　それ以上外出したければお金を払っておやりなさいと言われたらどう思いますか？　これが大田区のこれまで のやり方なのです。

４月から障害者自立支援法が始まりました。ところが国や役所は介助が必要ならばお金を払いなさいと言うのです。お金を支払わされて自立が支援されるなん ておかしな話しです。作業所で １日何百円しかもらえずに働く障害者は、その作業所に通うために毎日お金を支払わされるのです。変だと思いませんか？　国や 役所は障害者福祉に予算がかかりすぎるから削らなければいけないと言います。それならばイラク戦争に自衛隊を送って何百億円も使い、沖縄のアメリカ軍に何 兆円も使っているのをどう説明してくれるのでしょうか？人殺しにお金を使うぐらいならば、人が幸せに生きるために使われるべきだと私は考えます。苦しめ られているのは障害者だけではありません。医療も教育もどんどん予算が削られています。お年寄りの介護保険は元々少ないのに増々削られています。

政府は今後、この介護保険と障害者福祉を 一緒くたにして、更に福祉の予算を削ろうとしています。こんなこと、だまっていたらみんなロボットみたいになって しまいます。政府や役所の言うことだけをハイハイと聞くだけになってしまいます。みんなが幸せに生きていくことなどできなくなってしまいます。今こそ、弱 い立場にある人が勇気をもって立ち上がり、団結しなければ本当に生きてはいけなくなってしまいます。１人１人は弱くてもみんなで集まれば勇気も力もわいて きます。僕の裁判は、僕だけの問題ではありません。大田区だけの問題でもありません。全国の弱い立場の人々の問題と結ばれているんだと思っています。もし この闘いで全国の障害者や、苦しめられている人々に少しでも勇気を分けることができれば僕は幸せです。そして、それが僕にとっての社会参加の意義だと思い ます。大田区が僕の社会参加の外出を削ったから、逆に僕は社会参加としてこの闘いに立ち上がりました。そして、これは、僕にとっての大きな仕事なのだと思 います。

大田区の職員の中にはひそかに僕のことを応援してくれる人もいます。だけど多くの職員は、上の決めたことには従うしかないとしばられています。まるでロ ボットのような仕事をさせられている可哀相な人達です。逆に僕は重度の障害者ですが、正しいこと間違っていることをはっきり言うことができます。心の中は 自由なのです。これは本当に幸せなことです。

大田区の言う「安心な街づくり」「やさしい街づくり」は僕達障害者の社会参加なしには語れないことです。

大田区が何をしようが、わたしはこれからも自由自在な精神で最後まで闘い抜くことを宣言します。

本日は、お集まりいただき、私の話を聞いてくださり本当にありがとうございました。

2007年4月13日集会　報告

「鈴木訴訟判決＝東京地方裁判所2006年11月29日判決の意義」レジメ

弁護士　藤　岡　毅

問:却下判決の理由中判断に判例としての価値があるか？　答:ある。

例・昭和42年5月24日朝日訴訟最高裁大法廷判決。原告朝日茂氏の死亡と同時に訴訟は終了済みとして上告棄却。しかし、「意見を付加する」とした生存権と生活保護基準に関する判旨は、学説の多くは批判的であるものの、その後の社会保障の基本判例として判決、裁判での行政側の主張、憲法学その他の学説で引用されてきていることは公知の事実。

・障害者の介護支給量決定基準

障害者の介護支給量における必要即応の原則＝個別事情に即した支給決定原則の確立

＝判決が定立した法規範　　↓

行政要綱による一律上限規定により障害者の介護支給量を決めることの違法。＝判旨の結論

行政が予め上限を定め、厳しい審査をパスした場合だけ上限以上の支給をするというやり方

＝事実上、上限数値を基に支給量を決めること

↓

必要に応じた支給量は確保されない。　実質的理由

＋要考慮事項の審理不尽の手続的違法　手続的理由

↓

法を逸脱・濫用したやり方であり社会通念に反する。　裁判所の大田区障害者福祉行政への評価

↓

違法　判決の結論

自立支援法でも同様の趣旨が及ぶ旨言及　付言　今後への警鐘

・この判決を活用していく今後の全国各地での取り組み、実践が重要。

特集◆障害のある人と介護を受ける権利

障害者の介護保障請求権をめぐる画期的判決

――「鈴木訴訟」判決（賃社一四三九号＝本誌五五頁）の意義

■原告代理人弁護士　藤岡毅

一　はじめに

1　判決＝実質原告勝訴判決

二〇〇六年一一月二九日、東京地方裁判所（民事第三八部・杉原則彦裁判長）は障害者の介護保障の権利に関する行政訴訟判決を言い渡した。これは、障害者の移動介護支援費の「上限設定要綱」を巡る裁判である。

主文の結論は「訴えの利益の喪失」を理由とした却下判決であった。理由は、訴訟の途中の二〇〇六年四月一日からの障害者自立支援法施行に伴い、行政処分の根拠となっていた身体障害者福祉法（以下「身障法」）一七条の五第一項等の支援費支給に関する条項が廃止されたことにより、「行政庁が改めて処分をする法律上の利益を失っている」からという。

この却下判断は法解釈の誤りと筆者は考えており、その点は後述する。しかし裁判の審理の主眼は、後述する「移動介護要綱」なる自治体の定めた要綱の上限設定条項に基づいて、身障法上の障害者の権利として個々に支給されるべき介護支給量を削減することは違法か否かという点にあった。そして、このメインの争点に関し、処分の全てが「その内容が社会通念に照らし妥当性を欠くものといわざるを得ないから裁量権の範囲を逸脱したものとして違法な処分というべきである。」とされ、実質原告勝訴判決と評価が可能であった。

この判決は双方控訴することなく、二〇〇六年一二月一四日に終局的に確定した。

2　原告

原告鈴木敬治は一九五二年生まれの男性。脳性まひによる両上肢機能障害、移動機能障害を有する障害者手帳一級の全身性障害者であり、言語障害も有している。東京都大田区のアパートで自立生活を営んでいる。

養護学校に通学し、高校二年生のとき言語障害を理解できない鉄道公安職員に交番に連

行されるという経験もしている。その後、国立身体障害者センター訓練生を経て、実家から福祉作業所に通所していたが、一九八二年に実家を出て自立生活を開始し、一九八八年三六歳のときに作業所を退所し、障害者として社会・街に出て、積極的に社会参加することの重要性を自覚し、社会・地域のノーマライゼーションのための市民活動を行うことを生活の中心としてきた。

二〇〇五年六月に実施された「勘案調査」（旧身障法一七条の五第二項、同法施行規則九条の三が定める障害者の意向・状況等の調査）で具体的外出内容の詳細が認定されているが、まとめると、①共生・共走マラソンの事務局の社会活動など月四八時間、②障害者雇用問題のための相談業務等四〇時間、③介護保障を求める運動等月四五時間、④学校・自治体からの要請の講演会等月六時間、⑤障害者の移動の権利、バリアフリーを実現するための社会活動月六時間、⑥議会の傍聴等月一八時間、⑦友人との交流や余暇月一二時間、などである。合計すると一七五時間であるが、日程の重複等もあるため、どんなに少なく見積もっても月一二四時間程度は移動介護が欠かせない生活状況といえる。

3 被告

被告は地方自治体である東京二三特別区の大田区である。

4 事案の概要

「障害者の自己決定の尊重」「措置から契約へ」の理念のもと、二〇〇三年四月から、身障法に「支援費制度」が制定された。法定「勘案調査」により、原告の生活には月一二四時間相当の移動介護保障の必要があると、大田区は二〇〇三年度に認定し支給決定していた。

ところが同区は、二〇〇四年度開始直前の同年三月に入って、「月三二時間」が上限であると六条(2)で規定した移動介護要綱（助役決定）を二〇〇三年七月に制定・施行していたのだと言いはじめ、二〇〇四年四月一日から、原告を含む大田区在住の障害者の移動介護支給量を三二時間に削減する処分を強行した。

原告と支援者は、障害者の移動の権利を侵害する暴挙だとして抗議行動、区議会陳情、行政不服審査申立等したが、大田区は姿勢を変えないため（二〇〇五年七月に鈴木さんに月わずかに一〇時間だけ増量）、二〇〇五年八月三〇日、東京地方裁判所に行政訴訟を提起した。

5 裁判の意義

提訴の目的は、原告の移動介護支給量を月一二四時間に戻すこと。のみならず、この移動要綱は、大田区在住の障害者全てに適用される以上、全ての障害者の権利のために提訴した。とりわけ、社会に参加する基本的な「足」として、ガイドヘルプ＝移動介護を利用することが不可欠な大田区在住の視覚障害者にとって、一日一時間程度しか外出ができなくなることは「盲人は家から出るな」との「外出禁止令」ともいうべき人権規制であるため、大田区の視覚障害者の人権擁護の視点が大切な訴訟である。

請求の趣旨で求めたものは、①削減処分の取消し判決、②正しい処分の義務付け判決、③移動介護要綱の違法確認判決、④削除された金銭支給義務付け判決及び④が否定された場合の予備的な国家賠償、であった。

二 実体判断における判決の主要な判旨

1 上限規定に基づく支給削減処分は違法と断定

移動介護上限要綱に基づいて移動介護支給を削減した行政処分が違法か否か。この点、判決は上記のとおり、処分は全て「違法」と断定した。

2　上限要綱の違法性

判決は、「本件要綱に従うことによって、必要な移動介護支給量を激減させることは…違法な処分というべきである。」と判示した。

「公務員が従うと、違法な行政処分を下す根拠となる要綱」は「違法な要綱」にほかならない。判決は「被告の全ての主張と証拠を精査しても、大田区の定めた三二時間基準は不合理である」旨認定している。後述する、要綱の上限規定それ自体を「判決主文で」違法確認するという手法は否定されたが、「理由中の判断」であれ、上限要綱の違法性が認められたことは大きな成果であった。

3　支給決定における必要即応の原則＝個別事情に即した個別ニーズ保障の原則

介護支給量決定方法は平成一八年四月改正前の身障法第一七条の五第二項の解釈基準の問題であり、それを概ね踏襲した障害者自立支援法（以下「自立支援法」）第二二条第一項の支給要否決定に関する解釈基準の問題である。

判決は「法は、障害者の個別の勘案調査結果を基に支給量につき、各障害者ごとに個別に判断することを求めている。」旨判示した。すなわち、介護支給決定は個々の障害者の個別ニーズに合わせて決められるべきという「介護支給決定における個別認定の原則」＝「必要即応の原則」が司法解釈により確認された。

これは今後、障害者の介護保障請求権における基本判例としての意味を持つ。判決は、個別事情を考慮しないで一律上限規定に基づいて処分することは違法であると厳しく批判した。すなわち、「個々の事情に即した必要量の支給原則」は「予め行政が設定した上限規定による支給量決定」と相容れないものである。

障害者の事情はまさに千差万別であり、介護保障は定型的・抽象的な枠で決めてはならず、個別事情、個別ニーズに即した必要な支給量が保障されなければならないという原則が司法判断として示された。

4　自立支援法への言及

判決は、「法律の改廃の結果、訴えが不適法となった。しかし、本件各処分が違法であったことは前記のとおりであるから、障害者自立支援法等に基づく処分をするにあたっては、行政庁において、同法の趣旨及び目的並びに前記の判断の内容を踏まえ、同法の運用を適切に行なうことが期待される」と、自立支援法においても本判決の趣旨が及ぶものと注意している。

自立支援法制定の混乱に乗じて、全国の自治体の多くが、大田区と同様の「上限設定要綱」を規定して、障害者の介護保障を規制しはじめている。本判決は、そのような要綱と規制処分が違法となる可能性が高いと強く警告している。

三　鈴木判決の歴史的位置付け

1　福祉の権利等に関する司法解釈の概観

一九九二年一一月三〇日東京高裁判決（森訴訟・老人ホームの個室要求訴訟）は「老人ホームで養護されることは……権利ではなく、…反射的利益に過ぎない。」とした。

一九九八年九月二九日大阪地裁判決とそれ

を維持した二〇〇一年六月二一日大阪高裁判決（大阪市ホームヘルプ訴訟・週三回・一回二時間の介護派遣を原告は違法と主張し、週七回、一回三時間を求めたが、原告敗訴。）は、「老人福祉法は市町村に対し、措置の実施に努めるべきと定めているが、個々人が申請権を有することを認めていない。」旨、介護保障に関する市民の権利を否定する判断を下した。

2　鈴木訴訟判決の歴史的位置付け

支援費制度は「措置から契約へ」「自己決定の尊重」が基本理念であった。すなわち、二〇〇三年四月一日より前は、措置制度を前提とした古い法解釈であった。

ところで、「措置」と「契約」は対概念であろうか。本来、支援費制度開始の際の謳い文句は「職権主義から当事者主義へ」が妥当だったのではないか。

財団法人厚生統計協会発行の『国民の福祉の動向・厚生の指標　臨時増刊』（二〇〇六年一〇月発行）の巻頭の論稿では「反射的利益論」は「措置制度が利用者の権利性を認めないことを表す端的な表現であった」と総括されている。すなわち措置時代、障害者など当事者は公権力が努力義務として実施した施策の「反射的利益を恩恵的に被る第三者」に過ぎず、「権利」が認められてこなかった。本判決も明示的に「権利」と書いたわけではない。しかし、被告行政庁側も、「裁量」を持ち出すことはできても、さすがに「反射的利益論」やそのレベルの議論を持ち出すことはできなかった。

すなわち、本判決の歴史的意義は、「職権主義」と「反射的利益論」を過去のものとして葬り去った点である。換言すれば障害者の介護保障が「権利」であることを当然の前提とした画期的判決と評価できる。

四　判決の行政裁量論部分の検討

1　裁判所の審査基準①
――裁量権逸脱・濫用論

「裁判所が支給量決定の適否を審査するに当たっては、……その判断の過程において考慮すべき事項を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし妥当性を欠くものと認められるような場合に、裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用したものとして違法となると判断すべきものと解するのが相当である。」

これは行政裁量の逸脱（踰越）・濫用の法理を前提としている。これは、よほど極端な事例でない限りは「逸脱とまで言えない」として行政側が救済されてきた、問題ある判断手法である。また、裁量権を論ずる前に、審理対象の権利の重要性を解き明かすことなく、審理基準の設定もできない。憲法学上では、権利の性質によって、違憲審査基準は厳格な基準、厳格な合理性の基準、合理性の基準などに区分される。

「厳格」すなわち厳しい基準とは、「人権侵害がないか否かを裁判所が厳しく精査する」という「公権力にとって厳しい基準」のことである。人格権侵害の場合は基本的に厳しい基準である。上記した裁量逸脱、濫用審査は、合理性の基準すなわち「市民側にとって厳しい基準」である。

障害者は社会的障壁・バリアという不利益のために社会参加の入り口に立つことさえ社会から拒絶されており、公権力にはその不平等状態を是正するための公的責務がある。人格権を侵害された個人が人格権に基づいて妨害排除請求権が認められるように、障害者の介護保障請求権は、障害者が有する社会的バリア除去請求権という意味を持つ。憲法は、

法の下の平等を法原理としており、市民の実質的機会平等を保障する平等保障請求権の内実を有する。すなわち、障害者の介護保障請求権に関する審査は公権力側にとって厳しい基準で臨むべきである。

支給決定の違法性基準に裁量権逸脱論を採用する前提を、筆者は疑問と考えている。

2 裁判所の審査基準②
――「社会観念」審査

裁量権逸脱審査の手法も、動機違反、恣意禁止、要考慮事項審理不尽、他事考慮禁止、比例原則違反など、裁量判断の過程を検証する裁量コントロールの道具が判例法上増えつつある。これは、判断の結果よりも結論に至るプロセスを吟味する手法である。本判決の判断の枠組みは、公務員の免職処分や学生の退学処分の審査等において最高裁判例が採ってきた「要考慮事項の審理不尽」という手法である。

とはいえ、総合的には「社会観念上」の妥当性判断に帰している。しかし、「社会観念」が明確な審査基準とは思えない。社会の多数派または権力を握っている側が漠然と保持している空気とでも言うべき、まさに「観念」である。障害者のように社会的マイノリティの権利侵害が問題となっている場合の司法審査は、多数派民主主義に意思を反映させられない少数派に対して司法が積極的判断により人権救済する必要がある。本来的に障害者の権利侵害事案において、「社会観念」審査は妥当ではない。

それでも本件は、被告大田区による違法性が顕著な事例であったため、体制保身的な機能を有する「社会観念」に照らしても行政を救済することはできなかった。大田区は、区議会でも裁判でも、正当化根拠に「一般区民の理解」を挙げていた。障害者のおかれている実態と、移動介護規制の持つ問題点を正しく一般区民に広報すれば、一般区民は原告側の主張に理解を示すはずである。裁判官もそういう原告側の主張に軍配を挙げた。

3 判決のその他の論旨

・「本件要綱は、移動介護支給量が月三二時間以内とされ、それを超える場合は特段の事情を必要とする。」要綱は「上限規定」に他ならないことの確認。被告大田区は、訴訟開始前の答弁と変わって、訴訟開始になるや否や「これは上限ではありません。」旨に主張を豹変させたが、裁判所はそのような御都合主義を確実に見抜いていた。

・「法は、個別調査結果を基に、支給量決定につき個別判断を求めている。」支給量決定の個別判断原則のテーゼ。上述した一般法規範の確立。

・「ところが、本件要綱は、三二時間を超える場合に厳格な基準を設けている。厳格な適用がなされれば、移動介護支給量が激減する者も出てくることが当然想定される。それは法の趣旨に反する。」支給量に上限枠を設定することの根源的問題性の指摘。

・「被告は三二時間基準を健常者の余暇時間を基準にしたというが、仮にそうでも、健常者の時間を障害者の外出基準にすることは合理的でない。」障害者の生活を健常者に合わせろということの不合理性の指摘。

・「財政上一定の制約があるとしても、本件全証拠を精査して三二時間も基準と財政上の制約との間に合理的な関連性はない。」行政側の財政論を一蹴！「介護支給量認定に行政側の財政事情を考慮することは原則として出来ないこと」が司法により確認された。裁判所が行政による安易な財政論に

よる支給制限を認めない意思の表れと言える。

・「以上によると、移動介護支給量を一律に三二時間以内とし、三二時間を超過できるのは『特段の事情』がある場合に限るという本件要綱を定めること、その要綱に基づいて移動介護支給量を決定することは、少なくともそれまで必要として支給されていた移動介護に係る支給量が激減することとなる障害者についてこれを行う限りにおいては、裁量権の範囲を逸脱し又は濫用したものとして違法となる。」これは、原告の場合、特に激減するから、「激減することとなる障害者についてこれを行う限りにおいては」と書いただけであって、「激減しない以上違法でない」と反対解釈するべきでない。少なくとも原告の場合に違法であることは自明だというメッセージである。上限設定規定それ自体が必然的に引き起こす裁量権逸脱による違法と理解されるべきである。

・「原告は平成一五年支援費支給決定（月一二四時間）と同程度の移動介護に係る支給量を必要としていたものと認められるところ、それにもかかわらず、本件要綱に従うことによって原告についてはそれまで必要として支給されていた移動介護に係る支給量が約四分の一又は三分の一に激減する。」支援費の条文が残っていれば本件で一二四時間の義務付け判決が出ていたことは間違いない。

・「そうすると本件各処分は旧身体障害者福祉法等の趣旨に反して、……違法な処分というべきものである。」要するに、支給量決定の判断過程は、個別当該障害者の事情を判断することであって、当該障害者の生活にとって必要な支給量を判断することである。「抽象的な上限」で支給量を決めてしまえば、すなわちそれは「判断過程における考慮事項の審理不尽の違法」に陥るということである。従って、端的にまとめれば、抽象的な上限規定は違法であって、既に上限規定を設定した自治体は速やかに撤廃するべきという結論が導かれる。

4　介護支給決定における考慮事項のあり方

身障法施行規則第九条の三が定める勘案事項が勘案対象事情であるが、支援費制度の基本理念は「利用者の自己決定の尊重」であるように、生活を営むのは障害当事者であり、憲法第一三条の幸福追求権、自己決定権が介護保障請求権の根底にある。すなわち、勘案事項のうち「利用者の意向の具体的内容」が支給量決定に際して勘案するべき「最重要項目」である。これは自立支援法施行規則第一二条の勘案事項でも同様である。当事者の具体的意向に反する判断をする場合には行政庁がその合理的理由を厳格に立証できる場合に限られるというべきである。

五　法の改廃と「訴えの利益」

処分当時の準拠法が訴訟途中で改廃されたことから「訴えの利益」が問題となった。

この点、行訴特例法時代では、地方議員の除名処分取消訴訟中に任期満了した場合訴えの利益は喪失するとされていたが（最高裁大法廷一九六〇年三月九日判決）、反対説も有力であった。そこで一九六二年制定の旧行訴法は九条に括弧書きを加えて、処分の直接的効力が消滅しても回復すべき利益が残存すれば足るとして被害者救済の範囲を拡大した。同法施行後の一九六五年四月二八日最高裁大法廷判決は同様の事案で、処分の取消しにより給料請求権等の回復を求める利益がある以

上、訴えの利益は喪失しないとした。つまり、上記「九条括弧書きの挿入」という旧法制定が「回復すべき利益の概念を出来る限り柔軟に広げる立法趣旨」であったことを意識して解釈しなければならない。

しかし、この点本判決は行訴法九条を正しく理解していない。本判決は却下の理由に家永訴訟昭和五七年四月八日最判を引用しているが、同最判の「取消判決の効果により、権利侵害状態を解消させ、法益の全部または一部を回復させることが取消訴訟の意義である。法益の回復可能性が存する限り、たとえその回復が十全のものでなくとも取消の利益は肯定される。」の判示を意図的に排除している。この「法益回復可能性がわずかでも存すれば足り、回復の不十分なものであっても取消の利益は肯定される」点こそが上記家永最判の眼目である。また、家永最判と事案が全く異なる本件に援用できようもない。同最判は事案の把握として、検定合格処分を受けて新たに教科書を発行するという、将来の利益を前提としている。上記最判が原審に差し戻した理由は、「指導要領改正といっても軽微改正ならば、そのまま使用できる例外もあり得るからその点審査せよ。」である。つまり当該図書を「将来」教科書として発行する地位が回復できるかという観点から考察している。

しかし、支援費支給申請に対する拒否処分の取消しは、当該申請時点に遡及する処分によって、受給権が遡って復活するよう求めるものである。最判が前提とする将来の地位の取得と、過去の地位の取得は地位回復可能性という点で根本的に異なる。

例えば、生活保護申請の拒否処分に対する取消訴訟で勝訴した場合、取消確定判決を受けた行政庁は申請時点という遠い過去に支給日を遡らせた保護決定を下している。「今後、原告に生活保護が受給出来る地位が復活するか」など何ら関係がない。訴訟途中で原告が就労して受給資格が喪失しても訴えの利益が喪失するわけはない。

例えば、原告が勝訴するべき生活保護処分取消訴訟の途中で、生活保護法の名称が「公的扶助法」へと「改正」されたらどうなるか。この判決の論理に従えば、訴えの利益が喪失するとして、行政庁勝訴の却下判決である。市民常識の視線に立てば、「法改正」さえ繰り返せば「行政必勝」という無法社会を放置する論理は「法論理」に値しない。仮に当該違法処分当時の法律が廃止されていても「裁判所の判決」の効力によって過去の移動介護申請棄却部分の復活処分を裁判所が命じ、それにより、復活した地位に基づく金銭差額を受けることが可能となると解すればよいのである。

また、自立支援法が身障法を引き継いでいるという法の連続性と権利の実質的同一性を判決が看過している点も失当である。本判決が指摘するとおり、旧法での支援費支給決定は自立支援法制定後六ヶ月間同法の介護給付と法律上看做されるとされることに象徴されるよう、自立支援法が支援費制度下の介護支給制度を引き継ぎ、法の連続性があることは公知の事実である。権利の実質的同一性に変更はない。上記家永訴訟最判も、検定の根拠となる学習指導要領の実質的同一性を訴えの利益喪失、存続のメルクマールとしている。

さらに訴えの利益肯定に働く根拠は「身障法は未だに継続していること」である。自立支援法は、身障法等を存続させながら、総則条項を作った。しかし、支給決定条項を身障法等の個別法におくか否かは実務的法技術論に過ぎない。個別法に支給決定条項が残る形の改正作業であれば介護給付の根拠となる法の改廃を理由とする訴えの利益の喪失などお

よそ考えられなかった。硬直した思考の論者は「しかし、行政庁が下す法律上の根拠が消滅している以上、もはや新たに処分は下せまい。」と考えるかもしれない。しかし、あくまで違法な処分を下したのは当該行政庁であり、本来、その当時、有効に存続していた法律に基づいて合法処分が下せたはずであり、それが出来なくなった原因・責任は専ら「違法な行政行為を働いた処分庁」にある。そうである以上、支給決定の日付を、当該法律が有効に成立していた当該処分時点に遡らせるように司法の判決で命ずれば万事解決するまでのことである。すなわち本件では訴えの利益は喪失しておらず、適法な訴えと解されるべきであった。

六　要綱の違法確認の訴えの適法性について

原告は行訴法四条の当事者訴訟として、移動介護要綱の上限規定部分である要綱六条二号、三号の違法確認判決を求めた。判決は、これを不適法却下とした。その理由は①本件要綱は住民の権利義務に直接影響を及ぼさないこと、②過去の法律関係である上、紛争の抜本的解決に適切ともいえないことである。

①「要綱は権利義務に関係無し論」について

判決は「本件要綱は、……大田区助役がその取扱いの準則を定め、下級行政機関に対してその遵守を命じたものにすぎないのであって、下級行政機関を拘束するのみで住民の権利義務に直接影響を及ぼすものではない」とする。確かに、「要綱」など行政内部にしか通用せず、区民の権利・義務には関係のないものだという法律論上当然のことを今更判決で確認したことの実務上の意味は大きい。行政の作成した「要綱」が市民の権利を規制する効力があるかのごとく誤解している議員、市民は少なくない。公務員がそれらの「誤解」を利用して、「要綱で決まったことだから」などとして区民を違法に従わせようとしている実態があり、判決は現実に警鐘を鳴らすものであろう。しかし、そのような行政実態の違法を判決主文ではっきりと認定することこそ、司法の役割であり、「行政要綱を市民の権利制限の根拠とすることは法理論的にあり得ない」という命題を「却下判断の理由」で間接的に表明するにとどまった今回の判決手法に対しては残念な思いがある。

というのも、大田区の移動介護要綱が、実態として障害者の支援費支給権という権利を直接規制し、支給量という権利の内容を直接根拠付ける「法規」としての効力を有していることは、この裁判上、疑う余地もないほど立証されていたからである。例えば、被告は準備書面（一）でも大田区長公文書回答（北福収第一一四号）においても、「二二時間処分の決定の理由と根拠は移動介護要綱第六条二号によるものです。」と明言している。本件行政処分の直接の根拠が「移動介護要綱六条(2)以外にはないこと」を行政庁自身が裁判所での弁論と区長の公式回答で、また区議会答弁にて繰り返し明言している。すなわち、議会立法でない行政内部文書に過ぎない本件要綱は実態として疑うことなく「法規」として通用していた。要綱の法規としての実態を肯定して確認対象性を認める判例が出たとしたら、行政庁側が今後開き直って、この判例のように要綱が法規性を持つことはあり得るという悪しき慣行を助長するのではないかと裁判所が危惧したのだろうか。けれども、本件要綱の当該条項が法治主義に反する違法な存在であることを主文にて高らかに宣言してもらいたかった。

②「過去の法律関係論」について

「過去の法律関係の確認は許されない」とする民事訴訟法の原則を本件に当てはめることの具体的妥当性、個別事情を考慮することもなく適用していることも不満である。そもそも口頭弁論終結時の二〇〇六年九月八日時点は、支援費支給決定が自立支援給付としてみなされ、移動介護要綱は支援費支給決定の根拠すなわちみなし決定の根拠として有効に存続しており「過去の法律関係」ではなかった。法廷証言で被告職員もそれは認めている。

また、紛争解決には「現在の法律関係」の確認が適しているというアプリオリな決め付けには辟易する。刑事判決は、過去の一定時点の犯罪行為の正否という過去の法律関係の確認を目的としているが、それが紛争解決に適していないなどと考えるものはいない。

行政訴訟もその目的は（予防訴訟等の例外を除けば）、過去の行政府のなした違法行為を認定して、司法統制することである。無理やり全ての紛争を現在に引きなおす悪しき思考にオサラバして欲しい。また、本件では、移動介護要綱は、大田区在住の手帳所持者約二万人（支援費時代は精神が除かれた数字）、なかでも視覚障害者一三五一名（二〇〇四年三月末日）に対する人権規制の統一的根拠となっていたものであって、紛争の抜本的解決のためには要綱それ自体の違法を確認することが最も適切な方法なのである。

七　金員の支払を求める訴えの適法性について

原告が被告行政庁に対して、支援費の具体的金銭処分を下すよう義務付け判決を求めた点も判決は不適法却下している。その理由として、義務付け訴訟の対象の処分は、「直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているもの」として、ごみ焼却場の建設過程に関する取消訴訟事件での昭和三九年一〇月二九日の古典的最高裁判例を引用し、行政処分に該らないとしている。しかし、これは義務付け訴訟の判例ではないし、平成一六年改正で新設された行訴法第三条六項の義務付け訴訟での「一定の処分」をこのように硬直した思考で解釈することは改正法の趣旨に明らかに反する。

説明すると、これは、抽象的福祉受給権の義務付けを求める請求の趣旨とは別個に、具体的な金銭支給決定を求めたものである。支援費支給決定とは、いわば、当該障害者が決定日から一年間などの支給期間に関して、一ヶ月あたりの支給量上限を決められる将来にわたる決定である。例えば、月一〇〇時間との決定を受けている者でも、当該期間が経過した時点で介護実績がゼロであれば、支給金はゼロである。すなわち、抽象的な地位を定める行政処分だけでは、具体的な金銭支給はなされない。法一七条の五第一〇項は支援費受給手続を定めるところ、「市町村は支援費の請求があったときは基準に照らして審査の上支払うものとする。」とする。つまり具体的金銭の決定は、請求に対する審査決定という行政処分に他ならない。これを「行政行為に該らない」と解する論旨は理解を絶する。請求の趣旨として「金員を支払え」と事実行為を求めるような書き方をしたことが不満だったのなら、「金＊＊円を支払う旨の審査決定をせよ。」として判決すればよいだけのことである。

八　国家賠償法上の違法の有無について

判決は「被告の公務員が移動介護に係る支給量に関する認定の際に原告に対して負担す

る職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と誤認したと認め得るような事情があったとまでいうことはできない。」とする。

この認定の杜撰さは、処分の違法を丁寧に認定した同じ裁判官の判旨とは信じ難い。本件第一処分の直後である二〇〇四年四月二〇日には公開質問状により、また、四月一回、五月二回、七月一回と交渉の席上で、本件判決で指摘されたと同様の違法事由を繰り返し原告訴訟代理人弁護士から厳しく指摘されており、四回の行政不服審査申立書において詳細に違法事由とその理由が具体的に指摘されていたという経緯の中で四回全く同じ違法処分を繰り返し、五回目も大差ない違法処分を繰り返していた大田区職員の行為は「職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と誤認した」と認め得る事情が「あった」という他ない。どうして優秀な杉原裁判長がこのような杜撰な認定をしたのだろうか。

次のような思考であろうか。すなわち、本件で仮に国賠で原告を勝たせれば被告行政庁は控訴するだろう。そうなれば迅速なる被害者救済は実現しない。わずかでも国賠で原告を勝たせることは現実的には原告の救済を困難にさせる以上、不適法却下判決及び国賠棄却判決として被告行政庁に不服申し立ての利益を否定する判決を出す一方、理由中判断で実体的判断に踏み込み、更に自立支援法における今後の被告による原告に対する行政処分に強く警告を促して現実的な被害者救済を図ることが一番妥当な紛争解決方法ではないか。そのようなメッセージを込めた杉原裁判長の判決ではないか。杉原氏が将来退官した暁には率直なところを聴いてみたい。

しかし、せっかく「違法処分」と言いながらも被害者の救済を主文で命じなかった本判決の不当性という問題性は改めて指摘しておきたい。

九　「障害者団体訴訟制度」の提唱

原告一人の闘いに対する行政側の報復には厳しいものがあった。移動介護要綱により甚大な被害を受けた大勢の視覚障害者は一人も提訴できなかった。障害者個人で裁判闘争をすることはほとんどの人にとって現実的選択肢ではない。

二〇〇六年五月に消費者契約法が改正されて消費者団体訴訟制度が法定され、二〇〇七年六月にスタートする。障害者差別禁止法制定運動でも議論に挙がっているが、筆者は、障害者団体が障害者の権利を巡る訴訟の受け皿となる「障害者団体訴訟制度」を法定することを提唱したい。行政との緊張感が強いられる行政訴訟においては各団体にとっても試金石となろうが、障害者の権利擁護を目的とする代表的な障害者団体には検討いただきたいところである。

一〇　ホームページ

「鈴木敬治さんと共に移動の自由を取り戻す会のHP（http://suzukikeiji.hp.infoseek.co.jp/）に裁判記録での双方の主張書面や訴訟経過が詳しく報告されている。関心ある方はお読みいただきたい。

一一　最後に

本判決以後、原告の移動介護保障がどうなったのか、大田区が判決に従い移動介護上限設定による規制を撤廃したか、障害者の介護保障請求権の重要性等、論じたい点は残るが、他日に期したい。

（ふじおか・つよし）

特集◘障害のある人と介護を受ける権利

移動介護量の一律上限を定めた要綱に基づく障害者支援費の支給決定の違法性

――東京地裁平成一八年一一月二九日判決（賃社一四三九号＝本誌五五頁）の検討

駒澤大学法学部 准教授 原田啓一郎

◉はじめに

本件は、支援費制度において、移動介護量の一律上限を定めた区の要綱に基づき、要綱制定前は一二四時間の移動介護量のあった者が三二時間あるいは四二時間にされたことにつき、身体介護を伴う移動介護に係る居宅生活支援費の支援費支給決定処分の取消しと支援費支給決定の義務付けなどを求めて争われた事案である。

障害者の介護をめぐる判決は過去に数少なく、公刊されている支援費制度をめぐる判決は、管見の限り本件が初めてである。[1] また、本判決は、後述するように、原告の訴えを却下・棄却するものであったが、身体介護を伴う移動介護に係る居宅生活支援費の支給決定処分の違法性を判示しており、実質的には原告の請求趣旨がほぼ認められたかたちとなっている。もっとも、原告の訴えを却下したものであるため、支給決定処分の違法性を認めた部分は必ずしも当事者間に法的な拘束力を及ぼすものではないが、その内容は注目すべきものであり、障害者福祉の実務および法の解釈に対して、少なからず影響を及ぼすものと考える。

本判決の争点は、①障害者自立支援法による改正前の身体障害者福祉法（以下、「旧身障法」という。）の居宅生活支援費の規定に基づく本件各処分につき、当該規定が廃止された現時点において、その取消しを求める訴えおよび居宅生活支援費の支給量の決定の義務付けを求める訴えの適法性、②本件各処分の適法性、③本件要綱の違法確認の訴えの適法性、④抗告訴訟たる義務付けの訴えとしての金員の支払を求める訴えの適法性、⑤被告の公務員の国家賠償法上の違法性の有無であった。

争点のなかには、改正行政事件訴訟法における義務付けの訴えの適法性など、行政事件訴訟法の観点から検討すべき重要な論点が含まれているが、紙幅の関係上、事実と判旨を

簡単にまとめたうえで、争点①と②を中心に若干の検討を行うことにしたい。

一　事実の概要

原告Xは、脳性麻痺による両上肢機能障害および移動機能障害を有する身体障害者（一級）である。平成一五年三月、被告Y（大田区）はXに対し、平成一五年支援費支給決定として、平成一五年四月一日から平成一六年三月三一日までの期間、旧身障法に基づいて身体障害者居宅介護（移動・身体介護有（月一二四時間）、日常生活支援（月三一〇時間））とする居宅生活支援費の支給決定をした。

Xの希望により申請されていた平成一五年支援費支給決定の支給量の変更につき、平成一六年三月四日、日常生活支援の時間数を増やす変更をする旨の決定がなされたが、移動・身体介護有の支給量は月一二四時間で維持されていた。

同年三月二九日、Y区地域福祉課職員・訴外Cは同年四月一日以降の支援費支給決定に係る勘案事項の調査を実施しようとしたが、Xが調査を受けることを拒んだことから、Cが支給申請書を作成し、処分行政庁あてに提出をした。Xが三月二九日の勘案事項の調査に応じなかったため、三月三一日、Yは「大田区居宅介護支援費（移動介護）の支給決定に関する要綱」（平成一五年七月一日施行、以下「本件要綱」という。）六条所定の勘案事項のうち、「余暇活動の社会参加のための外出」に係る支給量を三二時間、「社会生活上必要不可欠な外出」に係る支給量を零と算定し、身体介護を伴う移動介護に係る居宅生活支援費の支給量を一ヶ月あたり三二時間、日常生活支援の支給量を四六五時間とする支援費支給決定をした。

その後、平成一七年七月まで、支援費支給決定は三ヶ月ごとに行われ、いずれの決定も移動・身体介護有の支給量を三二時間ないし四二時間とするものであった（以下「本件各処分」という。）。

Xは本件各処分に対して異議申立てを行ったが、いずれも応答はなかった。このため、Xは、本件要綱六条は、旧身障法に反し違法であるなどと主張し、①処分行政庁がXに対してした本件各処分のうち身体介護を伴う移動介護にかかる居宅生活支援費の支給量につき一ヶ月当たり三二時間あるいは四二時間を越える部分の申請を棄却した部分の各取消し、および身体介護を伴う移動介護にかかる居宅生活支援費の支給量を一ヶ月当たり「一二四時間」とする（ただし三二時間あるいは四二時間を下回る部分を除く。）旨の処分の義務付け、②本件要綱六条(2)および(3)の違法確認、③居宅生活支援費としての金員の支払の義務付け（主意的請求）、国家賠償としての金員の支払（予備的請求）を求めた。

二　判旨　一部訴え却下、一部請求棄却

以下では、本判決の主たる争点である①および②について判旨のみを紹介する。

1　本件各処分の取消しを求める訴え等の適法性について

申請に対する拒否処分の取消訴訟における訴えの利益は、「申請に対する許可等の処分によって生ずべき法律上の地位の取得それ自体にではなく、このような地位取得の可能性の回復という点に存する」ことから、「既に何らかの理由によって適法にこのような拒否等の処分をすることができず、ひいてはこれによる法律上の地位の取得自体が不可能となるに至ったと認められるような事由が生じた

場合には、許可等の処分を受ける可能性の回復を目的とする拒否処分の取消しを求める訴えの利益もまた、失われるに至ったものといわなければならない。」

そして、本件処分の根拠となった旧身障法一七条の五が障害者自立支援法附則三四条により廃止されているところ、「仮に本件各処分を取り消したとしても、処分行政庁は改めて原告が本件訴えにおいて求めている処分をする法律上の根拠を失っており、これによる法律上の地位の取得自体が不可能となるに至ったといわざるを得ないから、……本件各処分の取消訴訟は不適法である。」

2　本件各処分の適法性について

審理の経過及び事案の性質を考慮し、本件各処分の適法性について検討するとして、本件各処分の適法性の判断を行う。

(1)「旧身体障害者福祉法等の規定によると、市町村が居宅生活支援費の支給量を定めるに当たって、個別の身体障害者に係る勘案事項を勘案することのほか、何ら具体的な基準を定めていないから、個別の身体障害者に係る勘案事項を勘案し、各身体障害者に対しいかなる種類の身体障害者居宅支援をいかなる支給量をもって行うかということは、勘案事項の調査の結果を踏まえた市町村の合理的裁量にゆだねられているというべきである。」「したがって、裁判所が身体障害者に対してされた支給量に係る決定の適否を審査するに当たっては、当該決定が裁量権の行使として行われたことを前提として、その判断の過程において考慮すべき事項を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし妥当性を欠くものと認められるような場合に、裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用したものとして違法となると判断すべきものと解するのが相当である。」

(2)「本件処分1ないし本件処分4をした当時、処分行政庁は、原告が『社会生活上必要不可欠な外出』をしていることを認識しており、これを身体介護を伴う移動介護に係る支給量を定めるに当たって考慮すべきであったにもかかわらず、これを考慮しなかった」のであるから、本件処分1ないし本件処分4の内容が「社会通念に照らし妥当性を欠くものと認められるというべきであり、処分行政庁は、その有する裁量権の範囲を逸脱したものといわざるを得ない。」

(3)「旧身体障害者福祉法等は、身体障害者に対して個別に勘案事項の調査を行うことを前提に、その調査結果を基に、いかなる場合にいかなる支給量を定めるかということにつき、各身体障害者ごとに個別に判断することを求めているものと解するのが相当である。」

(4)「（本件要綱）に基づいて処分行政庁が『余暇活動等の社会参加のための外出』に関する移動介護に係る支給量を決定することは、少なくとも、当該決定によってそれまで必要として支給されていた移動介護に係る支給量が激減することとなる障害者についてこれを行う限りにおいては、裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用したものとして違法となるというべきである。」

(5)　これを本件処分についてみてみると、「本件要綱に従うことによって、原告については、それまで必要として支給されていた移動介護に係る支給量が……激減することとなる」ので、「本件各処分は、旧身体障害者福祉法等の趣旨に反して、その判断の過程において考慮すべき事項を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし妥当性を欠くものといわざるを得ないから、処分行政庁が有する裁量権の範囲を逸脱したものとして、違法な処分というべきものである。」

三　検討

1　本件各処分の取消しを求める訴え等の適法性

取消訴訟において請求認容の判決が下されるためには、行政処分を取り消すことについて客観的な可能性と必要性がなければならないとされる。一般に、取消訴訟における訴えの利益が問題となる場合、処分性、原告適格、狭義の訴えの利益という側面からその存否が議論されてきた(2)。

行政事件訴訟法は、「回復すべき法律上の利益」を有する者は取消訴訟の原告適格を有するとしている（行訴九条一項括弧書）。判旨1は、法の改廃によって取消訴訟の対象となっている行政処分を取り消すことによって権利・利益回復の客観的な可能性と法的紛争解決の実益が存しない――狭義の訴えの利益がないことを理由に訴えを却下した。

本件のような法律の改廃による「回復すべき法律上の利益」の存否についてであるが、本判決が引用した訴訟係争中の根拠法令の改正が問題となった家永教科書第二次訴訟上告審判決（最判昭五七・四・八民集三六巻四号五九四頁）では、「法益の回復の可能性が存する限り、たとえその回復が十全のものでなくとも、なお取消訴訟の利益が肯定される反面、このような回復の可能性が皆無となった場合には、たとえその処分が違法であっても、……処分取消しの訴えとしてはその利益を欠くに至」るとして、法令の改廃により、法益の回復の可能性が皆無となる場合、訴えの利益が消滅すると判示している。通説・判例も「法律上保護された利益」説を採りながら同様に解する(3)。

本件のように、障害者自立支援法附則三四条により、平成一八年四月一日をもって旧身障法一七条の五が廃止される場合、仮に当該処分の取消判決が出たとしても、旧身障法一七条の五に基づく居宅生活支援費の支給量決定処分を行うことはできない。通説・判例の立場を前提にすると、判旨1の結論はそれなりに首肯できる。

しかし、Xは、平成一七年七月一日から平成一八年六月三〇日を支給期間とする支給決定（本件処分5）を受けており、平成一八年四月一日障害者自立支援法施行後においても、みなし規定により居宅生活支援費の支給量と同じ内容の居宅介護に係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなされている（障害自立法附則五条一項、障害自立令附則五条六項、七項等）。これは、みなし規定により、処分行政庁の裁量権行使の範囲内で、旧身障法の支給量判断を前提に障害者自立支援法の介護給付費の支給量を決定しているものとみることができる。要するに、みなし規定の適用により、障害者自立支援法施行後も支給量の実質的な内容は変わらず、同じ当事者が向かい合うという構図は変わらないのである。このため、旧身障法のもとでの本件各処分の違法性の宣言は、障害者自立支援法に基づく平成一八年四月一日以降のみなし処分の判断に影響することになるから、旧身障法の処分取消しそのものが意味を失ったとしても、処分の違法性を宣言する実益はなおも存すると解することもできる(4)。

こうした特別な事情が認められる狭義の訴えの利益をめぐる判例は、社会保障給付に関してはこれまでに蓄積がないため、本件に、家永教科書第二次訴訟上告審判決の判断枠組みを直接あてはめるのは早計であろう。行許法九条の改正が、原告の拡大を主張する立場や、解釈の柔軟化を通じた判例による原告適格の範囲の拡大という状況を踏まえて行われ

たものであれば、なおさらである。[5]

また、訴えの利益が消滅するということは、訴え提起の早い段階で、司法審査がなされていたならば違法であると判断されていたかもしれない行政処分が、期間の途過により、訴えの提起後の事情が変化して訴えの利益が消滅し、司法審査が不可能になるということである。

本件は平成一七年八月三〇日に提訴されたものであり、同年一〇月には障害者自立支援法が制定されている。裁判所としては、従前の判例法理に従えば、障害者自立支援法施行により、確定的に訴えの利益が消滅するような事案であったことは十分認識できたはずである。[6]

行政事件訴訟の審理に時間を要することは度々指摘されているが、裁判所としては、こうした事案については、ただ漫然と訴訟を進行するのではなく、迅速な訴訟進行の工夫を行い、訴えの利益が消滅しないうちに司法審査を行うことが肝要であろう。そうでなければ、裁判が長引いた結果、訴訟係属中に法令の改廃があったことを理由に原告の請求が却下されるというのは、「正義に反している」というほかない。[7]

2 本件各処分の適法性について

(1) 処分庁の裁量権の存否と裁量権行使の統制

旧身障法では、居宅生活支援費の受給に際し、申請があった場合に旧身障法一七条の五第二項および同法施行規則九条の三に挙げられた勘案事項をもとに支給の要否を決定することとする。

大田区の場合、「大田区支援費の支給に関する規則」を定め、同規則五条に基づき、移動介護が中心である居宅介護支援費にかかる支給決定の勘案事項を別途、本件要綱二条以下に定めている。判旨2(1)は旧身障法が個別の身体障害者にかかる勘案事項を勘案することのほかは、何ら具体的な基準を定めていないことを理由に、「勘案事項の調査の結果を踏まえた市町村の合理的裁量にゆだねられているというべきである」として、市町村の裁量を承認した。この点、判決はこれまでの福祉サービスの給付決定にかかる裁判所の判断を踏襲している。

しかし、市町村に一定の裁量の権限が付与されていると解するとしても、旧身障法は個別の身体障害者にかかる勘案事項を勘案することのほかは、何ら具体的な基準を定めていないことから、どの勘案事項にどれほどのウエイトを置くか、あるいは各々の勘案事項間の相互関係をどのように捉えるか等については、必然的に現場での行政裁量に委ねられる部分が大きくなってくるのではないか、ということが制度創設当初から指摘されている。[8]このため、できるだけ市町村による裁量に不明確さを残さないように判断基準を客観的に定めることが求められていた。[9]そこで、どのような場合に、その行政裁量について司法審査が及ぶのかが問題となる。

本件では、判旨2(1)で「その判断の過程において考慮すべき事項を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし妥当性を欠くものと認められるような場合に、裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用したものとして違法となると判断すべきものと解するのが相当である」として、本件における裁量権行使の司法統制の定式を示している。この点、その裁量権行使の司法統制については、「その内容が社会通念に照らし妥当性を欠くものと認められる」か否かを審査するとして、司法審査の範囲を裁量権の踰越濫用の周縁部分に限定しようとする裁判所の姿勢が看取できる。[10]

(2) 「社会生活上必要不可欠な外出」の勘案について

次いで、本件各処分が裁量の範囲内の決定であるか否かを判断するに際して、まず、本件要綱二条二項の「社会生活上必要不可欠な外出」の勘案について、勘案調査を拒んでいるなかで行われた本件各処分の移動介護にかかる支給量を零とすることが問題とされた。判旨2(2)は、直近の勘案調査で「社会生活上必要不可欠な外出」をしていることを処分行政庁が認識しており、これを身体介護を伴う移動介護にかかる支給量を定めるに当たって考慮すべきであったにもかかわらず、これを考慮せず「社会生活上必要不可欠な外出」にかかる支給量を零と算定したことにつき、「(本件処分の)内容が社会通念に照らし妥当性を欠くものと認められるというべきであ」るとして、処分行政庁はその有する裁量権の範囲を逸脱したものとした。

旧身障法では、市町村が支援費支給決定を行った後も変化する障害の程度や介護を行う者の状況等を的確に把握するために、支給決定処分に支給期間を設けていることからすれば、支給決定ごとに当該時点の勘案調査(聴き取り調査)が行われ、直近の状況に基づいて勘案されることが望ましいといえよう。

確かに、勘案調査を拒んでいるなかでの、移動介護の支給量決定に困難が生じていたことは推認できなくもない。しかし、旧身障法は支援費の受給資格要件を確認するにあたり、法令で定める事項を総合的に勘案することとし、聴き取り調査を受けることをその要件としておらず、また、行政実務では、「既存の資料から適切かつ確実に確認しうる事項について、聴き取りによらないで勘案事項整理票の記入を行うことは差し支えない」とも解されているところである(11)。

以上のことからすると、処分行政庁としては、直近の平成一五年支援費支給決定のための勘案調査を斟酌しながら決定すればよいのであり、これを勘案せず、直ちに「社会生活上必要不可欠な外出」を零とするのに合理的な根拠は何ら見出せないことから、本判旨2(2)は妥当である。

(3) 「余暇活動等の社会参加のための外出」の勘案について

判旨2(3)は、支給量の決定に際して、個々の障害者ごとに個別にあわせて判断すべきであるとの定式を示す。そのうえで、判旨2(4)は、Xにおいては、本件要綱六条(2)および(3)を適用して「余暇活動等の社会参加のための外出」に関する移動介護にかかる支給量を決定することは、「少なくとも、当該決定によってそれまで必要として支給されていた移動介護に係る支給量が激減することとなる障害者についてこれを行う限りにおいては、裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用したものとして違法となるというべきである」という枠組みを示す。そして、これを本件にあてはめると、判旨2(5)説示の通り、本件要綱六条(2)および(3)を適用した結果、移動介護にかかる支給量が激減することとなるから、本件各処分は、旧身障法等の趣旨に反して、その判断の過程において妥当性を欠くものといわざるを得ず、違法な処分であるとする。

支援費制度はサービス利用者個人に対しその障害の種類と程度に応じて支給される点では、個人の障害の程度に応じた費用という発想が基本的にはなかった従来の措置制度と大きく異なる。また、支援費制度は介護保険制度の要介護認定とも異なり、個別ケースにおいて勘案事項を勘案して総合的に決定するものである(12)。旧身障法は勘案調査等をもとに、障害者の個別のニーズごとに支給量を決定す

ることを要請していることが法文上も法の趣旨からも認められること、本件要綱六条(2)および(3)の規定に支給量の加算があるとしても、「特段の事情」の有無の判断を厳格に解することにより支給量が激減すること、そして何より、支援費支給決定にあたっては、旧身障法の趣旨はもちろんのこと、憲法二五条および一三条、社会福祉法三条および四条（福祉サービスの基本理念）の規範的要請を受けることなどを総合的に勘案すれば、本件各処分は、個々の障害者のニーズに相応しい支援費支給の決定を行ったとはいえず、本判断は妥当であるといえよう。[13]

判旨ではとり上げなかったが、判決は健常者との比較や財政上の制約を理由に一律に「三一時間」とする基準を設けることに合理性がないことを説示する。その一方、一律に基準を設けることについては、争点③にかかわることもあり、明示的に判断することを回避しているようにもみえる。そもそも、支援費制度では、法律上、明確な上限が規定されていないので、理論的には障害者のニーズに応じた支援費の支給が可能であり、上限を設定することにつき、法は予定していない。厚生労働省は、支援費制度創設当初、一律上限設定に否定的な見解を採っていたし、学説もこのように理解するところである。[14] 判旨2(3)～(5)の結論には賛成するが、一律に基準を設けることにつき、もう少し踏み込んで判断することも可能であったのではなかろうか。

おわりに

学説では、かねてより、介護サービスについて、憲法一三条や憲法二五条などとの関連で求められるサービスの水準が保障されていないのではないかという疑問が呈されていた。[15] 移動介護は、重度心身障害者にとっては移動の自由を確保するものであり、また、移動が命がけとなる視覚障害者にとっては生命線そのものである。本件要綱により、その移動介護を制限するということは、社会福祉法三条および四条に定める福祉サービスの基本理念（すなわち、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援すること、および地域社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように推進すること）を埋没させるばかりか、障害者の自らの生き方の追求の可能性をも奪うことになりかねない。そもそも自らの生き方の追求は、障害者であっても健常者であっても等しく認められるべきものであるから、障害者に自らの生き方を追求するための前提条件を確保することは、憲法規範的に保障される権利として考えるべきである。[16]

本判決では、旧身障法では障害者の個別のニーズに合わせて支給量が決定されるべきである旨を説示し、障害者の移動の自由の確保にかかる水準を健常者に合わせるべきであるという被告の主張を否定して処分行政庁の姿勢を強く戒めている。本件要綱は、憲法一三条や憲法二五条など憲法規範的にもあらためて問い直されなければならないものといえよう。

社会保障給付の特質を見定めた行政事件訴訟の判例理論の構築が先述のような状況の段階では、現在の判例法理を踏まえる限り、訴えを却下する本判決の結論を受け入れざるを得ないであろう。しかし、本件各処分の違法性が示されているのであるから、「なお、付言するに」として「今後、原告について、障害者自立支援法等に基づく処分をするに当たっては、処分行政庁において、同法の趣旨及び目的並びに前記の判断の内容を踏まえ、同法の運用を適切に行うことが期待されるとこ

ろである。」と説示して、障害者自立支援法に基づく今後の処分に変更を強く要請している裁判所の声に、処分行政庁は真摯に耳を傾けなければならないはずである。

（1）これまで、措置制度における介護をめぐる裁判例はいくつか見られた。例えば、生活保護却下処分取消等請求事件（東京地判平八・七・三一判時一五九七号四七頁）、ホームヘルパー派遣申請不承認処分取消等請求事件（東京地判平八・七・三一判時一五九三号四一頁）、ホームヘルパー派遣決定処分取消等請求事件（大阪地判平一〇・九・二九判タ一〇二一号一五〇頁、大阪高判平一三・六・二一判自二二八号七二頁）。

（2）伊藤眞「訴えの利益」雄川一郎・塩野宏・園部逸夫編『現代行政法体系4　行政訴訟Ⅰ』（有斐閣、一九八三年）二三七頁以下、高橋滋「取消訴訟の原告適格の拡大」小早川光郎・高橋滋編『詳解改正行政事件訴訟法』（第一法規、二〇〇四年）一六頁等参照。

（3）訴訟係属中に根拠法令等が廃止された場合、訴えの利益は消滅するとした事案として、最判昭三〇・四・一九民集九巻五号五三四頁、最判昭三六・三・三〇民集一五巻三号六二九頁、最判昭四一・一・一五民集二〇巻九号一七九二頁、最判昭六〇・六・六判自一九号六〇頁などがある。

（4）旧法の下での処分と新法の下での処分に内容上の関連性があり、申請者と処分庁に同一性が認められるといった特別な事情がある場合には、旧法に基づく決定をめぐる取消訴訟においても、なおも、訴えの利益はあると解する余地があるとする説がある。宮崎良夫「手続き的権利と訴えの利益」小早川光郎・宇賀克也『行政法の発展と変革　上巻』（有斐閣、二〇〇一年）六八七頁以下参照。

（5）高橋・前掲注（2）一九頁。

（6）「法律上保護された利益説」を貫く最高裁の姿勢の表れは、訴えの利益の消滅にかかる不利益は国家賠償によって救済されればよいとするものであろう、と解説されている。塩野宏『行政法Ⅱ［第三版］』（有斐閣、二〇〇四年）一一八頁、原田尚彦『行政法要論（全訂第五版）』（学陽書房、二〇〇四年）三七一頁。

（7）宮崎良夫『行政争訟と行政法学［増補版］』（弘文堂、二〇〇四年）一七八頁。

（8）竹中康之「支援費の支給決定をめぐる法的課題」『同志社法学』五四巻三号（二〇〇二年）四三六頁参照。

（9）河野正輝「社会福祉」佐藤進・河野正輝編『新現代社会保障法入門［第三版］』（法律文化社、二〇〇五年）二八八頁。

（10）亘理格「行政裁量の法的統制」芝池義一・小早川光郎・宇賀克也編『行政法の争点［第三版］』（有斐閣、二〇〇四年）一一七頁以下参照。

（11）厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課支援費制度施行準備室「支援費制度の事務大要Q&A集」（二〇〇一年）［問一三］参照。

（12）竹中・前掲注（8）・四三〇～四三一頁、倉田聡「支援費支給制度をめぐる法律問題」『ジュリスト』一二〇四号二〇～二二頁。

（13）河野・前掲注（9）二八八頁。

（14）河野正輝「社会福祉の権利」佐藤進・河野正輝編『新現代社会福祉法入門［第2版］』（法律文化社、二〇〇四年）六〇頁、倉田聡「障害者福祉の法」河野正輝・増田雅暢・倉田聡編『社会福祉法入門』（有斐閣、二〇〇四年）一六六頁。

（15）生活保護法と介護との関連において、河野正輝『社会福祉の権利構造』（有斐閣、一九九一年）四一頁以下、菊池馨実『社会保障の法理念』（有斐閣、二〇〇〇年）一八六頁以下、原田啓一郎「障害者の最低生活保障と介護保障」『九大法学』七八号（一九九九年）三八〇頁等参照。

（16）菊池馨実「社会保障法制の将来構想（一）」『民商法雑誌』一三五巻二号（二〇〇七年）三三八頁。

（はらだ・けいいちろう）

「季刊福祉労働」１１４号　２００７年　春号

鈴木支援費訴訟、実質原告勝訴判決の報告

藤岡毅

本誌一〇九号、一二八頁以下に提訴時点まで既報の、原告鈴木敬治さんと被告東京都大田区との間の移動介護支援費の「上限要綱」を巡る裁判の判決報告です。

事案の概要

原告は、大田区在住の全身性障害者鈴木敬治さんで、被告は大田区の行政訴訟です。

「障害者の自己決定の尊重」「措置から契約へ」の理念のもと、二〇〇三年四月から、身体障害者福祉法に「支援費制度」が制定されました。法定勘案調査により、大田区は鈴木さんの生活には月一二四時間相当の移動介護が必要と二〇〇三年度に認定していました。

ところが、大田区は、二〇〇四年度開始直前の同年三月に入って、「月三二時間」を上限と六条二号で規定した移動介護要綱（助役決定）を二〇〇三年七月に制定していたと言い始め、二〇〇四年四月一日から、鈴木さんを含む大田区在住の障害者の移動介護支給量を三二時間に削減する処分を強行しました。

鈴木さんと支援者は障害者の移動の権利を侵害する暴挙だとして抗議行動、区議会陳情、行政不服審査申立等しましたが、大田区は姿勢を変えないため（二〇〇五年七月にわずかに月一〇時間だけ増量）、鈴木さんは二〇〇五年八月三十日、東京地方裁判所に行政訴訟を提起しました。

提訴の目的

提訴の目的は、このような行政処分が違法であることを確認し、自分の移動介護支給量を月一二四時間に戻すことはもちろんです。のみならず、この移動上限

設定要綱は、大田区在住の全身性障害者、視覚障害者全てに適用されるものである以上、大田区の全ての障害者の権利を守るために提訴したものです。

また、大田区は同要綱六条二号によって、大田区在住の障害者の移動介護を月三二時間に削減する一方、大田区に貢献した特定の障害者団体の役員をやっているという理由だけで、同要綱三号の定める「特段の事情により大田区長が必要と認める場合」にあたるとして、五～六名の同団体役員にだけ移動介護加算をするという不公平な取り扱いをしており、上限設定の六条二号と、特権加算の六条三号が併せて違法であると主張して提訴しました。

判決主文

審理は二〇〇六年九月八日終結し、同年十一月二十九日、判決が宣告されました。

判決は、裁判の途中の二〇〇六年四月一日に障害者自立支援法が施行され、身体障害者福祉法の支援費制度の条文が削除されたという形式的理由により、「訴えの利益」が喪失したとして、原告の訴えを却下しました。

この「却下」判断は不当であり、法解釈の誤りと筆者は考えていますが、この点を説明するためには行政訴訟法理論に言及する必要があるため、本誌の性格上ここでは割愛します。

判決が、上限規定に基づく支給削減処分は違法と断定

いずれにせよ、裁判の主眼は、移動介護上限要綱に基づいて移動介護支給を削減した行政処分が違法なのかどうかです。この点について判決は、明確に、審理対象となった、移動介護上限規定に基づいてなされた移動介護削減処分は全て「違法」と断定しました。

すなわち、上記の裁判中に法律の改廃があったということは原告にはどうにもできないことですが（もちろん鈴木さんも障害者自立支援法成立に反対する運動に参加しました）、判決の内容上、審理対象となった行政処分は全て違法と宣言するものであり、原告が言い続けてきた「処分の不当性」が、「不当」を超えて、「違法」と裁判所により認定されたことは、鈴木さんが訴え続けてきたことが正しかったことが司法により証明されたものであり、実質勝訴の内実を持つ判決と言って差し支えないと考えます。

しかも判決は、「本件要綱に従うことによって、必要な移動介護支給量を激減させることは社会通念に照らし妥当性を欠くものといわざるを得ないから裁量権の範囲を逸脱したものとして違法な処分というべきである。」として、「この要綱に従うことが違法」という趣旨のことを判示しています。「役人が従ってしまうと違法な行政行為を行なってしまう根拠となる要綱」ということはこれすなわち、「違法な要綱」を意味することに他なりません。

判決は、「被告の全ての主張と証拠を精査しても、大田区の定めた三二時間基準は不合理である」旨認定しています。

障害者の介護保障請求権における基本判例としての意味

判決は、「法は、障害者の個別の勘案調査結果を基に支給量につき、各障害者ごとに個別に判断することを求めている。」と判示しました。すなわち、介護支給決定は、個々の障害者の個別ニーズに合わせて決められるべきという「介護支給決定における個別認定の原則」が司法解釈により確認されました。

判決は、個別事情を考慮しないで一律上限規定に基づいて処分することは違法であると厳しく批判しています。すなわち、「個々の事情に即した必要量の支給原則」は「上限規定による支給」を否定し、葬り去るものです。

判決が自立支援法に言及

判決は、「法律の改廃の結果、訴えが不適法となった。しかし、本件各処分が違法であったことは前記のとおりであるから、障害者自立支援法等に基づく処分をするにあたっては、行政庁において、同法の趣旨及び目的並びに前記の判断の内容を踏まえ、同法の運用を適切に行なうことが期待される」と、自立支援法においても本判決の趣旨が及ぶものとしています。

ご支援いただいた皆様への感謝

この判決を勝ち取れたのも原告本人の頑張りとともに、大勢の皆様のご支援の賜物であり、原告訴訟代理人として篤く御礼申し上げます。

この判決は双方控訴することなく、二〇〇六年十二月十四日に終局的に確定しました。社会保障法に関する専門誌にも重要判例として判決全文の掲載が予定されています。

また、「鈴木敬治さんと共に移動の自由を取り戻す会」のホームページ（http://suzukikeiji.hp.infoseek.co.jp/）に判決全文を掲載してあるほか、裁判記録での双方の主張書面や訴訟経過が詳しく報告されていますので関心ある方はお読み下さい。

今後

判決は大田区の上限設定とそれに基づく削減処分を違法として厳しく非難するもので、NHK総合テレビの全国ニュースを始めとしてマスコミ各社も大田区の姿勢に批判的報道でした。

しかし、大田区は本原稿執筆時点（二〇〇七年一月末日）でも、相変わらず違法な移動介護の規制と鈴木さんへの違法な処分を続けています。また、障害者自立支援法制定のどさくさに紛れて、全国の自治体の多くが、大田区と同様の上限設定要綱を規定して、障害者の介護保障を規制しています。

本判決は、そのような要綱と規制処分が違法となる可能性が高いと強く警告するものに他なりません。今後とも全国の皆様にご支援をお願いするとともに、同様の問題で苦しんでいる全国の仲間が連帯して闘うことが今後更に必要になってくるものと思います。

ふじおか・つよし……弁護士。

（第3種郵便物認可）　毎日新聞　14版　30

社会　事件　ひと　話題　2004年（平成16年）10月11日（月曜日）

障害者外出に「上限」

大田区の介護支援費 要綱「1日1時間」

財政難理由…「まるで禁止令」と反発起きる

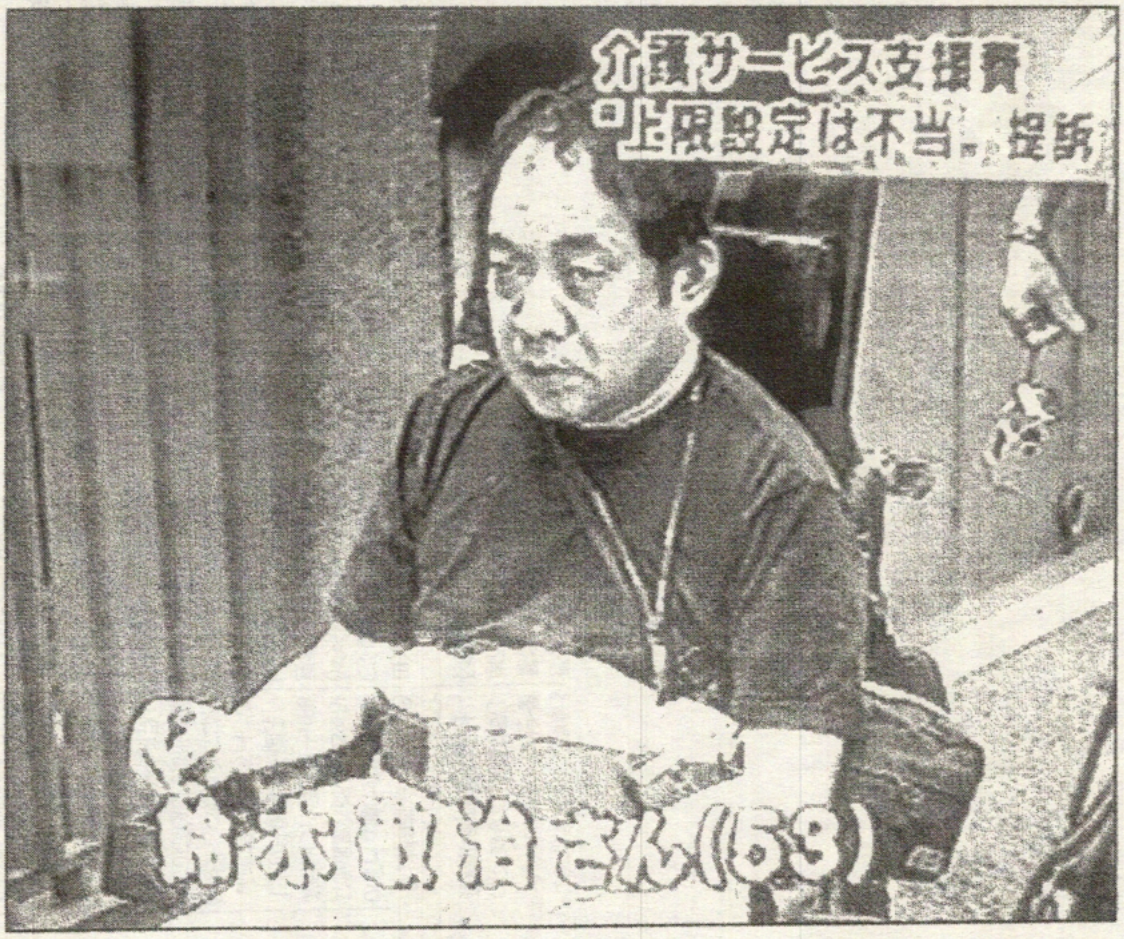
「障害者にやさしい街」をうたう東京都大田区が、両手足に障害を持つ全身性障害者らが社会参加のために介助者を伴って外出する障害者支援費の移動介護を1日約1時間しか認めない要綱を作り、今年度から適用している。区は「財源に限りがある以上、基準は必要」と説明するが、国や都は「サービスの支給量は障害の程度などに応じて決めるべきで、一律に『上限』を設けるのは好ましくない」との見解。区は「区に貢献した障害者団体の役員（5～6人）には特例で上限を超えるサービスを支給しているという。

この要綱は昨年7月に区が定めた「大田区居宅介護支援費（移動介護）の支給決定に関する要綱」。移動介護を▽役所や銀行の手続きなど「社会生活上必要不可欠な外出」▽余暇活動などの「社会参加のための外出」――に分け、全身性障害者らの「社会参加のための外出」を月32時間（1日約1時間）以内で支給するとした。都在宅福祉課によると、都内の自治体でこうした上限を要綱に明記しているのは大田区だけという。

要綱は、今年4月から区内の全障害者に適用。「必要不可欠な外出」を含めて移動介護の支給を月124時間から32時間に削られた全身性障害者の鈴木敬治さん（52）は「区職員から要綱の説明を受けたのは3月に入ってから。『同意しないと4月からサービスを支給できない』と言われた」と話し、区長に異議申し立てをしている。

上限について区は「一般区民の余暇活動のための外出を週8時間と想定、月32時間とした」と説明。しかし、鈴木さんの代理人、藤岡毅弁護士は「一般区民の余暇時間を基にするのはおかしい。要綱は障害者が社会参加する権利を奪う〝外出禁止令〟だ」と指摘する。【須山勉】

NHKテレビ
首都圏ニュース映像　2005・8・30　提訴報道



「介護支援に上限は違法」

大田区相手に身体障害者 規定撤廃求め提訴

居宅介護支援（移動介護）費は障害者の必要性に応じて認めるべきで上限を一律に定めた東京都大田区の要綱は違法として、同区の身体障害者、鈴木敬治さん(53)が同区を相手取り、要綱の上限規定の撤廃などを求めた訴訟を東京地裁に起こした。厚生労働省で26日会見した鈴木さんは、要綱で支給量が4分の1になったとして「必要な移動ができなくなった」と訴えた。

訴状などによると、鈴木さんは支援費制度が始まった03年4月から、移動介護として月124時間分が認められた。だが、42時間まで認められて、月32時間以内とする大田区の要綱が同年7月に施行。今年7月、社会生活上必要不可欠な分として、社会活動などに必要な時間からはほど遠いという。鈴木さんは要綱撤廃のほか、42時間を124時間に戻すことなども求めている。大田区は「訴状の内容を詳しく読んでいないため、コメントできない」と話している。【玉木達也】

2005年（平成17年）9月27日（火曜日）

毎日新聞（夕刊）

2005年(平成17年)9月27日(火曜日) 東京新聞

「移動支援費上限撤廃を」

障害者が大田区提訴

障害者が介助者を伴って外出できる移動支援費を、東京都大田区が一カ月あたり上限三十二時間と決めたのは不当として、同区の無職鈴木敬治さん(53)が、大田区に上限を撤廃して従来の時間に戻すことなどを求める訴訟を東京地裁に起こしていたことが、二十六日分かった。

訴状によると、大田区は身体障害者福祉法に基づき、脳性まひなどの障害がある鈴木さんの移動支援費を月百二十四時間と決め二〇〇三年四月から支給。しかし、〇三年七月に支援費の上限を一律三十二時間とし、昨年四月から変更した。

同日、厚生労働省で記者会見した鈴木さんは「昨年から移動支援費を減らされ、いろいろな所に行けなくなり、大変迷惑している」と話した。

代理人の弁護士も「一律三十二時間というのはあまりに少なく障害者は外出するなと言っているのと同じ。人権侵害だ」としている。

大田区障害福祉課は「訴状が届いたばかりで読んでおらず、コメントできない」としている。

2005年(平成17年)9月27日(火曜日) 読売新聞

移動介護費に上限 「違法」と区を提訴

大田の障害者

大田区が障害者支援費制度の「移動介護費」に上限を設ける要綱を作ったのは違法などとして、障害を持つ同区内の無職鈴木敬治さん(53)が同区を相手取り、要綱の違法確認や、上限がなければ給付されるはずだった移動介護費分約560万円を支払うよう求める行政訴訟を東京地裁に起こした。

訴状などによると、鈴木さんは、脳性小児まひなどによる身体障害者1級で、2003年4月以降、支援費制度に基づき、外出時の介護費を国や自治体が支援する「移動介護費」として月124時間分を支給されていた。ところが、大田区が職員向け要綱で、原則として一律32時間とする上限を設けたため、昨年4月以降は、差し引きして月92時間分の支給が受けられなかったとしている。

大田区によると、「社会参加のための外出費」分については、週8時間で月32時間と上限を設けたが、医療機関や金融機関に行くための「社会生活上不可欠な外出」分は無制限に支給しているという。同区は「訴状を見ていないのでコメントできない」としている。

NHK総合テレビ　2006年11月29日　ニュース7



障害者の外出支援費

大田区の一律上限「違法」

東京地裁判決 請求は認めず

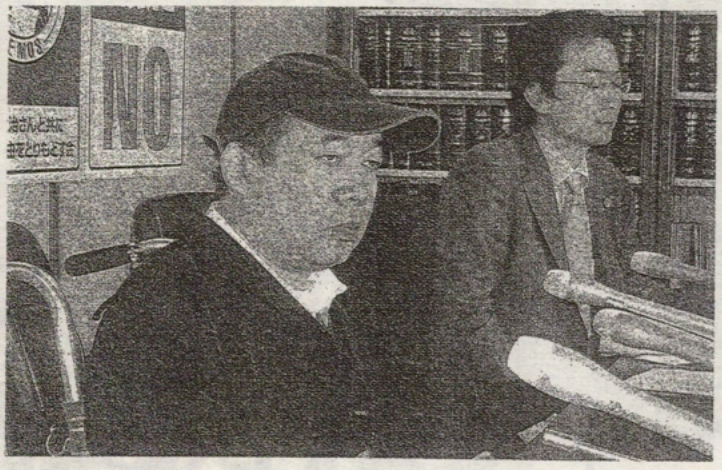
障害者が介助者を依頼して外出する際に支給される「移動介護費」について、東京都大田区が一律に上限を設けたため支給額が激減したなどとして、両手足に障害のある同区の鈴木敬治さん(三四)が上限を超える申請を認めなかった区の処分の取り消しなどを求めた訴訟の判決が二十九日、東京地裁であった。杉原則彦裁判長は「裁量権の逸脱にあたる」として区の処分を違法と判断。「今後は適切な対応をしてほしい」と区に求めた。

訴えそのものについては、四月の障害者自立支援法施行で支給を規定する法体制が変わり、「訴えの利益が失われた」として退けた。

判決で杉原裁判長は「社会参加に必要な外出時間は、障害者ごとに異なる。支給量の上限を一日約一時間と定めた区の要綱に合理性はない」と指摘。「要綱で上限を定めた結果、それまで必要と認めていた支給量を激減させたのは身体障害者福祉法などの趣旨に反し、社会通念上も妥当性を欠く」と述べた。

脳性まひで障害がある鈴木さんは、社会参加のための外出に伴う移動介護費を二〇〇三年四月から月に計百二十四時間分支給されていた。ところが、同年七月に大田区が支給に上限を定めた要綱を制定。このため〇四年四月からは支給量を月計二十二―四十二時間まで大きく減らされた。

大田区は「判決の詳細を見ていないので現時点ではコメントできない」としている。



「いろいろな人と出会いたい」と会見する原告の鈴木敬治さん㊧＝29日午後、東京・霞が関で

「普通に街へ出たい」

実質勝訴 鈴木さん

「障害者はふつうに街に出て、多くの人とふれあいながら生きてはいけないのですか」―。東京都大田区の鈴木敬治さんが「区の要綱は、障害者への〝外出禁止令〟だ」と闘ってきた思いが、裁判で通じた。判決は「障害者の外出を一律に制限するべきではない」と厳しく区側の違法性を指摘し、鈴木さんにとっては実質勝訴となった。

判決後の会見で鈴木さんは「大田区は支給量を元に戻してほしい。いろいろな人と出会って、話をしたい。世界中に行きたい」と涙ぐんだ。「車いすで外出して段差を確認して、改善点を考えたりすることが僕にとっての社会参加です」とも。

言語障害のため泥酔者と間違われて駅員に拘束されたこともあり、現在は車いすの鈴木さんにとって、外出時の介助者は欠かせない。削減で、余暇時間をぎりぎりまで切り捨てなければならなくなり、一番の楽しみだったプロ野球観戦に行けなくなった。毎週顔を出していたボランティア活動にも参加しにくい。

大田区は外出時の介護サービスを、役所や銀行の手続きなど「社会生活上必要な外出」、余暇活動など「社会参加のための外出」に分けて用意。後者について一日約一時間、月に計二十二時間という上限を設けた。区は根拠として「一般区民の余暇活動のための外出を週八時間と想定した」とする。しかし判決は「健常者の基準をそのまま障害者にあてはめるのは不合理」と述べた。

障害者自立支援法の施行で、支給に上限を設ける市町村は全国で増える傾向にある。訴訟を担当した藤岡毅弁護士は「障害者の個別の状況に応じて支給量を決めるべきとした今回の判決は他自治体にも一定の影響を与えると思う」と評価した。

(出田阿生)

2006年（平成18年）11月30日（木曜日）

毎日新聞

（第3種郵便物認可）

障害者外出 支援費激減は違法

東京地裁「事情、考慮不十分」

障害者の外出を手助けする「支援費」に東京都大田区が一律の上限を設け、従来の4分の1に支給を減らしたのは違法として、同区の鈴木敬治さん(54)が支給水準を元に戻すよう区に求めた訴訟で、東京地裁（杉原則彦裁判長）は29日、区の処分を違法と認定した。しかし、4月の障害者自立支援法の施行で、処分の根拠となった身体障害者福祉法の条文が廃止されたことを理由に、鈴木さんの訴えを却下した。【高倉友彰】



判決後、会見する原告の鈴木敬治さん＝東京都千代田区の司法記者クラブで29日午後2時42分、森田剛史写す

条文廃止で訴えは却下

鈴木さんの弁護団は「内容的には勝訴。障害者一人一人の事情を考慮すべきだというのが判決の考え。一律の上限を設ける傾向に一定の歯止めになるだろう」と話した。

判決によると、全身性身体障害者の鈴木さんは支援費制度が始まった03年4月、月124時間分の居宅介護支援費を認められた。3カ月後、区は原則月32時間以内とする一律の上限を設けた要綱を施行。鈴木さんは「市民団体活動などで必要」と従来通り月124時間分を申請したが、区は要綱を基に32時間分（後に42時間分）しか認めない支給決定をした。

判決は「従来124時間分を認め、同程度が必要だったはずなのに個別事情を十分考慮せず、要綱に従って支給を激減させた処分は裁量権の範囲を逸脱し違法」と結論付けた。

「いろんな所へ行きたい」と涙

「中身は勝訴だが形式は敗訴です」。判決後に会見した原告側の藤岡毅弁護士は無念そうに切り出した。ただし、判決が違法性を認定して「区は自立支援法の運用を適切に行うことが期待される」と付言した点は評価。弁護団の調べでは、大田区のように一律上限を設ける自治体は県庁所在地47市の約4割に上る。

鈴木さんは脳性まひのため車椅子生活で、話すのもやや不自由だが、健常者と共に走る共生マラソン事務局などの活動をしている。会見では「ここ（会見場）の段差とか（障害者の外出を阻む問題点を）確かめるのが僕の仕事。124時間に戻してもらいたい。いろんな所に行って、障害者と話をしたい。世界中に行きたい」と涙目で訴えた。

朝日新聞　2006年(平成18年)11月30日

移動介護費 大田区の上限
実質減額は「違法」

決る判け
裁退
地は
京求
東請

東京都大田区が障害者支援費制度で定められた移動介護費に上限を設ける要綱を定めたため、介護費を実質減額されたとして、身体障害者の男性が減額分の支給などを求めた訴訟の判決が29日、東京地裁であった。杉原則彦裁判長は、区の処分について「社会通念に照らして妥当性を欠き、裁量権を逸脱している」と述べ、違法と認めた。ただ、支給の根拠とされた移動介護費に上限を設ける要綱を定めたため、介護費を実質減額されたとして、身体障害者の男性が減額分の支給などを求めた訴訟の判決が29日、東京地裁であった。杉原則彦裁判長は、区の処分について「社会通念に照らして妥当性を欠き、裁量権を逸脱している」と述べ、違法と認めた。ただ、支給の根拠とされた身体障害者福祉法の規定が廃止されたことから訴えの適格性がないとして請求そのものは退けた。

訴えたのは、鈴木敬治さん(54)。脳性まひで身体障害1級の認定を受け、外出する際は車いすの介護が必要だ。

大田区は03年7月に要綱で移動介護費について上限を設定した。それ以前は、鈴木さんは1カ月あたり124時間分の移動介護費を支給されていたが、要綱で32時間の上限が設定され、差額分が認められなくなり、「移動の自由を侵害された」として提訴した。

判決は「支給が激減する事態は身体障害者福祉法の趣旨に反する」と指摘、健常者を基準に上限が設定された点についても「合理性を見いだすのは困難だ」と述べた。

移動介護費は身体障害者福祉法の規定の廃止に伴い、現在は10月本格施行の障害者自立支援法に基づいて支給されている。

判決後の会見で、「もし支給が認められたら」と問われた鈴木さんは、「色々な所に行って色々な障害者と話をしたい」と答えた。

費訟
護訴
介
動限
移上

原告「削減分 戻して」
「外出しても何もできぬ」

「区を違法だと認めてくれたのは良かったが、私の訴えが認められなかったのは残念」。言語障害のある鈴木敬治さん(54)は、車イスの上で声を振り絞った。

大田区に住む鈴木さんが区を相手取り、障害者がヘルパーを伴って外出できる「移動介護費」の上限規定の撤廃などを求めた訴訟。

29日の東京地裁の判決は、鈴木さんが支給を申請する基となった旧身体障害者福祉法の当該規定が廃止されているため、訴え自体は退けた。が、区に対し「裁量権の範囲を逸脱し、違法な処分というべきだ」と断じ、今後は「障害者自立支援法の趣旨を踏まえ、同法の運用を適切に行うことを期待する」とした。

鈴木さんは、脳性マヒによる身体障害者1級。車イスが欠かせないが、頻繁に外出する。最近はボランティアの介助を受け、障害者が健常者と共に走るマラソン大会の運営に携わっていた。「1カ月32時間の外出では何もできない。全国の障害者にとって意義のある判決だが、124時間に戻して欲しかった」。

弁護士の藤岡毅さんは「中身は完全勝訴、形式上は敗訴。控訴するかは検討する」と述べた。

区障害福祉課は「判決文を良く読んだ上で検討したい」と話している。

2006年(平成18年)11月30日(木曜日)　讀賣新聞

移動介護費の減額
大田区処分は違法

東京地裁判決

障害者が介助者を伴って外出する際の費用を補助する「移動介護費」について、大田区が支給額を減額したのは違法だとして、障害を持つ同区内の無職鈴木敬治さん(54)が、区を相手取り、処分の取り消しなどを求めた訴訟の判決が29日、東京地裁であった。杉原則彦裁判長は、「支給の上限を設けた要綱により、それまで必要と認めていた支給額を激減させたのは、社会通念に照らし妥当性を欠く」と述べ、処分を違法と認めた。

しかし、要綱の根拠となる身体障害者福祉法が4月に廃止されたことを理由に、請求自体は認めなかった。

判決によると、鈴木さんは脳性まひなどによる障害があり、同法に基づき、月124時間分の移動介護費を支給されていたが、区が2003年7月に要綱で月32時間とする上限を設けたため、04年4月から支給額が減額された。

判決は、移動介護費に対する区の処分について、「(新たに定められた)障害者自立支援法の下でも、運用を適切に行うことが期待される」と注文をつけた。

大田区障害福祉課の話「判決の詳細を見ていないのでコメントできない」

日本経済新聞　2006年(平成18年)11月30日(木曜日)

障害者の移動費
「区が減額違法」

東京地裁判決

障害者が介助者を伴って外出するための「移動支援費」について、東京都大田区が一律に上限を設けたため支給額が激減したとして、同区の無職鈴木敬治さん(54)が、上限を超える申請を認めなかった処分の取り消しなどを区に求めた訴訟の判決で、東京地裁は二十九日、区の処分を違法と判断した。

ただ支給を規定している身体障害者福祉法が今年四月で廃止されたことから「訴えの利益が失われた」として、請求は退けた。

日経新聞　平成18年(2006年)11月30日　木曜日

動訟
移誌
者費
害援
障支

法廃止で棄却も
上限設定は違法

介助者を伴って外出する障害者に支給する「移動支援費」に上限を設定したのは違法として、脳性麻痺などの障害がある男性が、東京都大田区に上限の撤廃などを求めた訴訟の判決が29日、東京地裁であった。杉原則彦裁判長は「根拠となる身体障害者福祉法がすでに廃止されている」として男性の訴えを退けたが、上限設定については「行政の裁量権を逸脱しており違法」と指摘した。

同様の支援制度は今年施行された障害者自立支援法で継続されたが、多くの自治体が支給額に上限を設けているとされ、判決は今後の福祉行政に一石を投じそうだ。

杉原裁判長は「旧法の廃止で訴え自体は不適法」としたが、「上限設定で支援費が3分の1から4分の1程度に激減することになり、処分は違法」とした。

2006年12月9日　東京新聞

大田区の移動介護費一律上限 原告ら区議会に廃止要望

障害者が介護者を依頼して外出する際に支給される「移動介護費」に一律の上限を設けた大田区の処分が違法と認定された訴訟で、原告で両手足に障害のある同区の鈴木敬治さん(五四)らが八日、同区議会各会派を訪れ、判決に沿って上限を廃止し、必要な介護量を認めるように区を指導することを要望した＝写真。



参加したのは鈴木さんら区内在住の障害者と付き添いの介護者ら。鈴木さんは、「障害者が安心して外に出ることができる街にしてください」などと話しながら申し入れ書を手渡した。

鈴木さんは社会参加の外出に伴う移動介護費を月百二十四時間分支給されていたが、二〇〇三年七月に大田区が月三十二時間を上限とする要綱を一定め、大きく減らされた。鈴木さんが処分取り消しを求め訴えていた。

東京地裁は先月、区の処分を「違法」と認定。今年四月の障害者自立支援法施行で法体系が変わったことを理由に、請求こそ退けたが、区には処分が違法だったことなどを踏まえ、今後適切に対応するよう求めた。

（金杉貴雄）

2006年(平成18年)12月28日 木曜日 朝日新聞

移動介護費上限 制限緩和の方針

大田区、違法判決で

大田区は27日、障害者がヘルパーを伴って外出できる「移動介護費」の上限を1カ月につき「32時間以内」と定めていた要綱を、改正する方針を決めた。新要綱では「標準として32時間」とし、32時間を超える外出にも必要に応じて対応するという。

同区に住む鈴木敬治さんが上限規定の撤廃などを求め、区を提訴。先月29日の東京地裁判決で区の違法性が指摘された。区は「判決を受けての改正」としている。鈴木さんの弁護士の藤岡毅さんは「『32時間』は残っており、判決への反省が見られない」と批判した。

平成18年(2006年)12月28日 木曜日 産経新聞

障害者移動支援 大田区上限外す

介助者を伴って外出する障害者に介護費用を支給する「移動支援費」についても大田区は27日、月32時間の上限を撤廃した。

脳性まひなどの障害のある男性が、移動支援費の上限撤廃を求めて区を提訴。東京地裁は11月29日、「根拠となる身体障害者福祉法が廃止されている」として男性の訴えを退けたが、上限設定については「行政の裁量権を逸脱しており違法」と指摘していた。

区は地裁の指摘を受け、同法を引き継いだ障害者自立支援法にもとづく重度訪問介護事業の要項を見直し、移動支援費に相当するサービスの上限を廃止した。

東京新聞 2006年(平成18年)12月28日(木曜日)

移動介護費

大田区が上限廃止

違法判決受け規定改正

障害者が介護者に依頼し外出する際に支給される「移動介護費」をめぐり、一律の上限を設定したため原告男性のサービス時間を激減させた処分は違法と認定した東京地裁判決を受け、大田区は二十七日、介護サービスの時間を「月三十二時間以内」としていた上限を廃止し、「標準として月三十二時間」と要綱の規定を改めた。

「標準」を超える場合には、障害者個人の事情を調査し必要な時間を決めることにした。新規定は来月の申請から適用する。原告で、両手足に障害のある同区の鈴木敬治さん(五四)についても申請を受け、あらためて調査し介護量を決めることになる。

東京地裁は先月末の判決で、「社会参加に必要な外出時間は障害者ごとに異なる。支給量の上限を定めた区の要綱に合理性はない」と指摘した。

(金杉貴雄)

1995年８月10日第３種郵便物認可（週１回　水曜日発行）
ＳＳＫＳ　われら自身の声　2006年３月２日　通巻第3520号

ご案内

大田区－支援費行政訴訟

東京都大田区在住の鈴木敬治さんより、情報掲載の依頼がありましたので掲載いたします。鈴木敬治さんは、支援費の移動介護の支給決定に関して大田区を相手に裁判闘争をおこなっています。100時間以上認められていた移動介護が一挙32時間に減らされてしまったということに抗議しての裁判闘争です。自立支援法の実施を前にいくつかの地域でこうしたサービスの大幅削減の動きが見られます。一人ひとりの障害者の必要量に応じた支給量の決定を求めた闘いです。多くのみなさんの支援と協力を求めています。関心のある人はぜひ傍聴をお願いします。

次 回：第３回口答弁論
期 日：３月２４日（金）午後２時から、東京地方裁判所７０８号法廷

この裁判は、絶対に負けられません。ぜひ、多くの皆さんの傍聴をよろしくお願いします。

鈴木さんとともに移動の自由をとりもどす会・鈴木敬治

：鈴木さんの要求：

★ 支援費（移動介護）を３２時間　⇒１２４時間／月へもどせ！
★ 大田区の差別的移動介護要綱（一律上限規定・選別的支給）を撤回しろ！
★ すべての障害者に必要量に応じた支給量決定を！

1995年８月10日第３種郵便物認可（週１回　水曜日発行）
ＳＳＫＳ　われら自身の声　2007年１月９日　増刊通巻第3798号

僕の通る道

鈴木敬治さんと共に移動の自由をとりもどす会　　鈴木　敬治

東京の大田区で支援費移動介護の大幅削減に対する闘いを始めて３年近くになります。昨年11月29日には、この闘いの支援費行政訴訟判決がありました。東京地裁で私と大田区が争った裁判は、移動介護／社会参加１ヶ月32時間上限の要綱撤廃と削減処分撤回を求めたものです。判決は形式的には却下、実質的には勝訴という形で確定しました。判決文は大田区が一律に適用する上限要綱は妥当性がなく、32時間への大幅削減は違法であると断定しています。しかし障害者自立支援法施行により旧支援費制度での争い自体は却下され、不利益は回復されないという不当な内容でもあります。とはいえ、自立支援法の下でも上限規制が違法であると示され、今後の闘いにとって大きな意義があると思います。大田区は現在（‘06年末）も、この32時間上限を続けて開き直っています。違法行為をあえて続ける大田区を叩き直さねばなりません。

私はこの闘いで、勇気を持って声をあげる事の大切さを知りました。言語障害もある私が体当たりで見ず知らずの人々に支援を訴え、色々な体験や出会いと、多くの事を学びました。そして今、はっきりと闘ってきて良かったと言いたいのです。最初は恐かった大田区という怪物が、今は情ないロボットの様に思えます。支援して下さった全国のみなさん、本当にありがとうございました。全国各地では大田区と同じ事が（もっとひどい事が）起こっています。これからが私達障害者の闘いの本当の始まりだという思いでいます。全国各地で闘いに立つ皆さんにエールを送ります。

東京都大田区支援費訴訟報告
東京地裁が判決で大田区の一律上限要綱を違法と宣言＝実質勝訴判決

大田区支援費訴訟原告
すずき けいじ
鈴木 敬治

東京都大田区は、支援費に関する「移動介護要綱」で月32時間上限という規定を制定し、それに基づき、私、鈴木敬治（脳性まひによる全身性障害者・54歳）の月124時間の移動介護を32時間に削減しました。しかし、2006年11月29日東京地方裁判所判決は大田区による一律上限要綱に基づく削減処分を違法であると明確に宣告しました。裁判の途中の2006年4月に身体障害者福祉法の支援費制度の条文が廃止されたという形式的根拠により訴えを「却下」した点は不満です。しかし、判決は、移動介護上限要綱により支援費を削減した5つの処分は全て「違法」だと断定し私たちの主張が全面的に正しいと認定しました。この判決は次の点を認めました。

①支給決定における個別認定の原則　「法は、障害者の個別の勘案調査結果を基に支給量につき、各障害者ごとに個別に判断することを求めている。」介護支給決定は、個々の障害者の個別ニーズに合わせて決められるべきという原則が司法解釈により確認されました。

②大田区一律上限要綱の違法性　「被告の全ての主張と証拠を精査しても、大田区の定めた３２時間基準は不合理である」旨認定しています。

③要綱に従った全処分の違法性の宣言

「本件各処分は、身体障害者福祉法の趣旨に反して、その判断の過程において考慮すべき事項を考慮しないこと等により、その内容が社会通念に照らし妥当性を欠くものといわざるを得ないから、行政庁の有する裁量権の範囲を逸脱・濫用したものとして違法な処分である。」

移動介護要綱に基づいて、個別事情を考慮しないでなした本件処分が全て違法であることを宣言しました。個人の個別事情から支給量は決まるのです。

④自立支援法においてもこの判決の趣旨が及ぶことの確認

「法律の改廃の結果、訴えが不適法となった。しかし、本件各処分が違法であったことは前記のとおりであるから、障害者自立支援法等に基づく処分をするにあたっては、行政庁において、同法の趣旨及び目的並びに前記の判断の内容を踏まえ、同法の運用を適切に行なうことが期待される」

大田区は、一審終結後の2006年9月27日に自立支援法においても移動介護要綱と同じ月32時間上限要綱を規定しましたが、判決は、審理終結の後に全面施行された障害者自立支援法においても判決の趣旨が当てはまると明言しました。今までご支援いただいた沢山の皆様、ありがとうございました。障害者自立支援法が全面実施された2006年10月以降、全国各地で重度訪問介護の「移動中介護」と地域生活支援事業の「移動支援」について「上限」規定が設けられていますが、この東京地裁の判決は、そうした自治体のやり方が違法になる可能性が高いことを強く警告するものです。

障害者移動介護費の上限問題

大田区に「違法」判決

今年に入って、大田区在住の藤岡毅弁護士からお礼の手紙をいただいた。内容は本誌平成16年12月号で掲載した、鈴木敬治さんが起こした裁判の報告だった。

昨年11月29日に東京地方裁判所で、障害者の「移動介護支援費」に上限を定めた大田区の要綱に対し、全身性脳性マヒを患う鈴木さんが大幅に削られた支給時間を元に戻すよう求めた裁判で、判決が言い渡された。結果は被告である大田区の勝訴。だが、法律の仕組み上の勝訴で、裁判所は要綱に基づく支給を裁量権の逸脱、「違法」であると指摘した。

大田区を訴えたのは、大田区大森西に住む鈴木敬治さん（55・写真左）。全身性脳性マヒのために手足と言葉が不自由で、また一人暮らしでもあり、介護サービスを受けて生活している。

平成15年、大田区は「大田区居宅介護支援費（移動介護）の支給決定に関する要綱」を定めた。すると、1ヶ月に124時間あった鈴木さんの移動介護の居宅生活支援費は、32～42時間に激減。つまり社会参加のために外出できるのは、1日約1時間になってしまった。この決定を取り消すよう、平成17年に鈴木さんは大田区を訴えた。

■裁量権の逸脱

東京地裁は、

①大田区の要綱の元になっている身体障害者福祉法が、平成18年4月に廃止された

②要綱は原告（鈴木さん）と被告（大田区）の間に、直ちに法律関係を生じさせないことなどを理由に、鈴木さんの訴えを却下した。

その一方で、判決理由では「一律に1か月当たり32時間という基準を設けることが合理的であるということは困難である」「裁量権の範囲を逸脱し又は濫用したものとして違法となるというべきである」としている。

これは、もし旧身体障害者福祉法が有効であれば、要綱に基づく支給が「違法」だと裁判所が認めたことになる。さらに、新しく施行された障害者自立支援法の「運用を適切に行うことが期待されるところである」と述べた。

■大田区は違法ではないと主張

問題の要綱は、大田区が情報公開に耐えられるよう設けた介護の基準で、移動介護を①社会生活上必要不可欠な外出（上限なし）と②余暇活動等の社会参加のための外出にわけた。②は病院や金融・公共機関への外出以外を差し、上限が32時間。特別な事情を区長が認めれば別だ。

鈴木さんの場合、共生・共走マラソンの東京事務局副事務局長を務めたり、在宅障害者の介護保障を求める国・都レベルの会議に出席するなど、熱心にボランティアを行なっている。当初、鈴木さんは要綱そのものに反対し、大田区の聞き取りに応じなかった。すると①は0時間と算出され、②のみ32時間を支給された。つまり、92時間分を減らされたことになる。

裁判所は支給が激減する人がいることについて、「そのような事態は、旧身体障害者福祉法等の趣旨に反するものといわざるを得ない」とした。一律の基準を設けること自体にも、疑問を投げかけている。

「違法」と言われたことについて大田区は、「裁判所は要綱そのものが違法だとは言っていませんし、判決は訴えを却下しています。ただ、判決理由に拘束されたわけではありませんが、判決をふまえて1月1日付けで要綱を改正しました」と語る。

問題の要綱は昨年10月から、新制度の下で名称と仕組みを変えて再スタートしている。しかし、肝心の32時間については、1月1日付けで上限が「標準」となっただけで依然として残る。32時間を越える場合でも、各自の事情に合わせて理由が考慮されれば認められるという。

鈴木さんは「32時間は撤廃されていないし、戦いは終わっていない。弱い人の立場に立たなければ、安心の町とは言えない」と話す。障害者自立支援法が施行され、他の自治体でも支給に上限を設ける動きがある中、判決が鳴らした警鐘の意味は大きい。



月刊おとなりさん
3月号 2007年2月24日発行
第284号（毎月1回24日発行）
編集人 発行人 西村 敏康
発行所 （株）ハーツ&マインズ
〒143-0016 大田区大森北1-12-7
TEL（5493）8211
FAX（5493）8213
定価250円（本体238円）

鈴木さんとともに移動の自由をとりもどす会
連絡先：03-3763-7653　鈴木宅　皆さんに訴訟カンパを訴えます！
郵便振替口座　口座名義　鈴木敬治さんとともに移動の自由を取り戻す会
口座番号　00100-6-582737
鈴木さんのサイト　http://suzukikeiji.hp.infoseek.co.jp/